

愛知県地球温暖化対策推進条例に基づく
地球温暖化対策計画書等の
作成の手引き

2024 年 4 月



目 次

第1編 地球温暖化対策の推進に向けて

愛知県の取組	1
--------	---

第2編 地球温暖化対策計画書及び実施状況書の作成方法

1 地球温暖化対策計画書・実施状況書の概要	3
2 地球温暖化対策計画書等の作成・提出の対象となる事業者	5
3 提出書類等	13
4 地球温暖化対策計画書の作成	
(1) 地球温暖化対策計画書提出書	17
(2) 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制（別紙1）	19
(3) 温室効果ガス排出量の計算書（基準年度）	21
(4) 温室効果ガスの排出の状況（別紙2）	27
(5) 大規模工場等の温室効果ガス排出量（基準年度）（別紙3）	29
(6) 温室効果ガスの排出の量の削減等に係る目標（別紙4）	31
(7) 温室効果ガスの排出の量の削減等に係る措置 ～削減対策の実施状況及び計画期間内における計画状況～（別紙5）	33
～温室効果ガスの排出の量の削減等に向けた先進的・先導的対策の計画状況～（別紙6）	35
～クレジット等の利用～（別紙7）	37
(8) 再生可能エネルギー等の優先的な使用に係る目標（別紙8）	39
(9) 再生可能エネルギー等の優先的な使用に係る措置（別紙9）	41
(10) 気候変動関連の目標及び計画に関する情報（別紙10）	43
5 地球温暖化対策実施状況書の作成	
(1) 地球温暖化対策実施状況書提出書	45
(2) 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制（別紙1）	47
(3) 温室効果ガス排出量の計算書（実績年度）	48
(4) 温室効果ガスの排出の状況（別紙2）	49
(5) 大規模工場等の温室効果ガス排出量（実績年度）（別紙3）	50
(6) 温室効果ガスの排出の量の削減等に係る目標の達成状況（別紙4）	51
(7) 温室効果ガスの排出の量の削減等に係る措置 ～削減対策の実施状況～（別紙5）	53
～温室効果ガスの排出の量の削減等に向けた先進的・先導的対策の実施状況～（別紙6）	54
～クレジット等の利用実績～（別紙7）	55
(8) 再生可能エネルギー等の優先的な使用に係る目標の達成状況（別紙8）	56
(9) 再生可能エネルギー等の優先的な使用に係る措置（別紙9）	58
6 計画書の変更、非該当届出等について	59
7 温室効果ガス排出量等の公表について	61

【参考資料】

電子申請・届出システム利用案内	62
日本標準産業分類	68
算定方法・排出係数一覧	70
その他参考資料	94

第1編 地球温暖化対策の推進に向けて

愛知県の取組

(1) 取組の経緯

本県では、1994年3月に県の地球温暖化対策を体系化した計画として「あいちエコプラン21」を全国に先駆けて策定し、以降、社会情勢の変化等を踏まえ、概ね5年ごとに類似の改定を重ね、施策を充実強化してきました。

現在は、2020年以降の新たな国際枠組みである「パリ協定」（2016年11月発行）や国のカーボンニュートラル宣言（2020年10月）、「地球温暖化対策計画」（2021年10月閣議決定）などを踏まえ2022年12月に策定した「あいち地球温暖化防止戦略2030（改定版）」に基づき、積極的に各種取組を進めています。

戦略では、「カーボンニュートラルあいち」の実現に向けて、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減する目標を掲げるとともに、産業、業務、家庭、運輸など、あらゆる分野の脱炭素化を強力に推進することとしています。

また、2018年10月には、戦略に掲げる施策を推進し、温室効果ガス排出量の削減目標を達成するため、地球温暖化対策に特化した「愛知県地球温暖化対策推進条例」を制定しました。

本県の地球温暖化対策に係る条例及び計画の経緯

年	主な取組
1994	「あいちエコプラン21」策定
2000	「あいちエコプラン2010」策定
02	「あいち新世紀自動車環境戦略」策定
03	「県民の生活環境の保全等に関する条例」公布
04～	「地球温暖化対策計画書」制度開始
05	「あいち地球温暖化防止戦略」策定
12	「あいち地球温暖化防止戦略2020」策定 「県民の生活環境の保全等に関する条例」の一部改正
18	「あいち地球温暖化防止戦略2030」策定 「愛知県地球温暖化対策推進条例」公布
22	「あいち地球温暖化防止戦略2030（改定版）」策定
24	「愛知県地球温暖化対策推進条例施行規則」の一部改正

(2) 愛知県の地球温暖化対策計画書制度の経緯

本県では、従前の愛知県公害防止条例を全面的に改正した「県民の生活環境の保全等に関する条例」（2003年3月公布）において、温室効果ガス排出量が相当程度多い事業所を設置する者に対し、温室効果ガスの排出量の削減に関する計画書（地球温暖化対策計画書）及び計画に基づく措置の状況書（地球温暖化対策実施状況書）を知事へ提出することを義務づける規定を設け、2004年4月から施行しました。

2012年3月には、「県民の生活環境の保全等に関する条例」を一部改正し、対象者を温室効果ガス排出量が相当程度多い者とする事業者単位の制度へ見直すとともに、県による温室効果ガス排出量等の公表規定の追加や提出書類の様式化、電子届出への対応を行い、2013年4月から施行しました。

2018年10月には、「愛知県地球温暖化対策推進条例」に、これまでの本制度の規定を移行するとともに、新たな要素として県による届出内容の評価及び評価結果の公表、必要な助言の規定を盛り込み、2019年4月から施行しました。

また、県の戦略の改定や「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（2022年5月20日改正、2023年4月1日施行）等を踏まえ、2024年4月から報告事項に再生可能エネルギー等の優先的な使用に係る目標を追加するなど、制度を見直しています。

<資料>愛知県地球温暖化対策推進条例及び施行規則（地球温暖化対策計画書関係部分抜粋）

条 例	施 行 規 則（主要部分抜粋）
(地球温暖化対策計画書の作成等)	(特定事業者)
第8条 事業活動における温室効果ガス総排出量が相当程度多い事業者として規則で定めるもの（以下「特定事業者」という。）は、規則で定めるところにより、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画書（以下「地球温暖化対策計画書」という。）を作成し、これを知事に提出しなければならない。	第3条 条例第8条第1項の規則で定める事業者は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「特定事業者」という。）とする。 一 県内（名古屋市の区域内を除く。以下同じ。）に設置している全ての工場等における事業活動について、化石燃料及び非化石燃料並びに熱（他人から供給された熱以外の熱にあっては化石燃料又は非化石燃料を熱源とする熱及びエネルギーの使用的合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第1条に規定する熱を除き、同条に規定する集約した地熱等にあってはその熱量を測定できるものに限る。）及び電気（他人から供給された電気以外の電気にあっては、化石燃料又は非化石燃料を熱源とする熱を変換して得られる動力を変換して得られる電気を除く。）の年度の使用量をそれぞれエネルギーの使用的合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条各項の規定の例により原油の数量に換算した量を合算した量の合計量が1,500キロリットル以上である者 二 県内に設置している全ての工場等における事業活動に係る温室効果ガスである物質の排出量について、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第5条第10号から第16号までのいずれかに該当する者であって、常時使用する従業員の数が21人以上であるもの
2 知事は、特定事業者が、前項の規定による提出をせず、又は虚偽の内容を含む地球温暖化対策計画書の提出をしたときは、当該特定事業者に対し、期限を定めて、同項の規定による提出をし、又はその内容を是正すべきことを勧告することができる。	2 連鎖化事業者に係る前項の規定の適用については、同項中「者（）」とあるのは「連鎖化事業者（）」と、同項各号中「県内」とあるのは「連鎖化事業者が県内」と、「工場等」とあるのは「工場等（連鎖化事業に加盟する者が連鎖化事業に係る工場等として県内に設置している工場等を含む。）」と、「者」とあるのは「連鎖化事業者」とする。
3 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該特定事業者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。	(地球温暖化対策実施状況書の作成等)
第9条 特定事業者は、規則で定めるところにより、毎年度、地球温暖化対策計画書に基づく温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置の実施状況を記載した書面（以下「地球温暖化対策実施状況書」という。）を作成し、これを知事に提出しなければならない。	第4条 地球温暖化対策計画書は、事業者が特定事業者に該当することとなった年度の翌年度から原則として3年ごとに当該期間を計画期間として作成するものとする。
2 知事は、特定事業者が、前項の規定による提出をせず、又は虚偽の内容を含む地球温暖化対策実施状況書の提出をしたときは、当該特定事業者に対し、期限を定めて、同項の規定による提出をし、又はその内容を是正すべきことを勧告することができる。	2 地球温暖化対策計画書及び地球温暖化対策実施状況書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制 二 温室効果ガスの排出の状況 三 温室効果ガスの排出の量の削減等に係る目標（地球温暖化対策実施状況書にあっては、温室効果ガスの排出の量の削減等に係る目標の達成状況）及び措置 四 再生可能エネルギー等の優先的な使用に係る目標（地球温暖化対策実施状況書にあっては、再生可能エネルギー等の優先的な使用に係る目標の達成状況）及び措置
3 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による勧告について準用する。	3 地球温暖化対策計画書には、気候変動関連の目標及び計画に関する情報を記載することができる。
(地球温暖化対策計画書等に係る評価及び公表)	4 条例第8条第1項の規定による地球温暖化対策計画書の提出は、第1項に規定する計画期間の初年度の7月末日までに、地球温暖化対策計画書提出書（様式第一）によってしなければならない。
第10条 知事は、第8条第1項又は前条第1項の規定により提出された地球温暖化対策計画書又は地球温暖化対策実施状況書（以下「地球温暖化対策計画書等」という。）について、温室効果ガスの排出の状況その他の規則で定める事項を公表するとともに、温室効果ガスの排出の量の削減等に関する取組の状況等の評価を知事が別に定めて公表する基準により行い、当該評価の結果のうち規則で定めるものについて公表するものとする。	5 条例第9条第1項の規定による地球温暖化対策実施状況書の提出は、毎年度7月末日までに、地球温暖化対策実施状況書提出書（様式第二）によってしなければならない。
2 特定事業者は、第8条第1項又は前条第1項の規定により地球温暖化対策計画書等を作成したときは、その内容を公表するよう努め	(地球温暖化対策計画書等に係る公表)
	第5条 条例第10条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、公表することにより特定事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると知事が認める情報を除く。 一 氏名又は名称及び住所並びに県内の主たる工場等の名称及び所在地 二 主たる事業（連鎖化事業者にあっては、連鎖化事業）の業種

<p>なければならない。</p> <p>(地球温暖化対策計画書等に係る助言)</p> <p>第11条 知事は、特定事業者に対し、第8条第1項又は第9条第1項の規定により提出された地球温暖化対策計画書等の内容に基づき、地球温暖化対策の促進に資するため必要な助言を行うことができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定による助言を行うため必要な限度において、当該特定事業者の協力を得て、地球温暖化対策計画書等の内容に関する資料の提供を受け、又はその職員に、温室効果ガスの排出をする工場若しくは事業場その他の場所において、事業の用に供する設備その他の物件を確認させることができる。</p>	<p>三 温室効果ガスの排出の状況</p> <p>四 温室効果ガスの排出の量の削減等に係る目標（地球温暖化対策実施状況書にあっては、温室効果ガスの排出の量の削減等に係る目標の達成状況）</p> <p>五 気候変動関連の目標及び計画に関する情報</p> <p>2 条例第10条第1項の評価の結果のうち規則で定めるものは、温室効果ガスの排出の量の削減等に関する取組の状況等が優れていると認められる評価の結果とする。</p>
--	---

第2編 地球温暖化対策計画書及び実施状況書の作成方法

1 地球温暖化対策計画書・実施状況書の概要

条例第8条において、温室効果ガスの排出量が相当程度多い者（＝特定事業者：5ページ参照）は、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画書（＝地球温暖化対策計画書 以下「計画書」という。）を計画期間（原則3年）ごとに作成し、提出することが義務づけられています。

また、条例第9条では、毎年度、計画書に基づく実施の状況を記載した書面（＝地球温暖化対策実施状況書 以下「実施状況書」という。）を作成し、提出することが義務づけられています。

（1）地球温暖化対策計画書

特定事業者に該当することとなった翌年度から3か年度の計画を作成し、提出します（作成及び提出は3年ごと）。

（2）地球温暖化対策実施状況書

計画書に基づく排出量の削減等の措置及び目標の達成状況について、計画書提出の翌年度から毎年度作成し、提出します（作成及び提出は毎年度）。

計画書等提出スケジュール（2020年度が計画期間最終年度で、継続して特定事業者に該当する場合）

年度	計画書	実施状況書
2021	提出（計画期間：2021～2023年度）	提出（2020年度実績）
2022		提出（2021年度実績）
2023		提出（2022年度実績）
2024	提出（計画期間：2024～2026年度）	提出（2023年度実績）
……		

提出時期は
毎年度 4～7月

県条例に基づく地球温暖化対策計画書制度ウェブサイト

<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/0000004635.html>

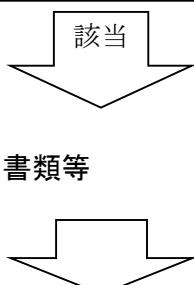
地球温暖化対策計画書等の作成フロー

○ 地球温暖化対策計画書の作成・提出の対象となる事業者

- ① 県内（名古屋市内を除く）で、原油換算エネルギー使用量の年度の合計が1,500kL以上の中堅事業者
② 県内（名古屋市内を除く）で、エネルギー起源CO₂以外の温室効果ガス排出量の年度の合計（※）が種類ごとに3,000t-CO₂以上であり、かつ、従業員数21人以上の事業者
※ HFC、PFC、SF₆、NF₃は年間の合計
(フランチャイズチェーン事業者、国・地方公共団体も対象)

ページ

5ページ



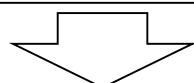
○ 提出書類等

- ◎提出書類、作成・提出時期

13ページ

○ 地球温暖化対策計画書の作成

- ・ 地球温暖化対策計画書提出書 → 17ページ
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制 → 19ページ
- ・ 温室効果ガスの排出の状況
 - ◎排出量の計算方法 → 21ページ
 - ◎温室効果ガスの排出の状況 → 27ページ
 - ◎大規模工場等の温室効果ガス排出量 → 29ページ
- ・ 温室効果ガスの排出の量の削減等に係る目標 → 31ページ
- ・ 温室効果ガスの排出の量の削減等に係る措置 → 33ページ
- ・ クレジット等の利用 → 37ページ
- ・ 再生可能エネルギー等の優先的な使用に係る目標 → 39ページ
- ・ 再生可能エネルギー等の優先的な使用に係る措置 → 41ページ
- ・ 気候変動関連の目標及び計画に関する情報 → 43ページ



○ 地球温暖化対策実施状況書の作成

- ◎作成方法等

45ページ

◆ 計画書の変更、非該当届出等

59ページ

◆ 温室効果ガス排出量等の公表

61ページ

2 地球温暖化対策計画書等の作成・提出の対象となる事業者

(1) 特定事業者（対象事業者）

条例に基づく計画書等の作成・提出の対象となる特定事業者は、温室効果ガスの種類ごとに、以下の要件に該当する事業者です。

温室効果ガスの種類	対象となる事業者
○エネルギー起源 CO ₂ (燃料、電気又は熱の使用に伴い排出される CO ₂)	・県内（名古屋市内を除く）の全ての事業所における原油換算エネルギー使用量の年度の合計が 1,500kL 以上となる事業者
上記以外の温室効果ガス（6.5 ガス） ○非エネルギー起源 CO ₂ ○メタン (CH ₄) ○一酸化二窒素 (N ₂ O) ○ハイドロフルオロカーボン (HFC) ○パーフルオロカーボン (PFC) ○六ふつ化硫黄 (SF ₆) ○三ふつ化窒素 (NF ₃)	・次の①及び②の両方の要件を満たす事業者 ①算定対象となる事業活動（9, 11 ページ 参照）が行われており、県内（名古屋市内を除く）の全ての事業所における排出量の年度の合計※が、温室効果ガスの種類ごとに、3,000t-CO ₂ 以上 ②事業者全体（県外を含む）で常時使用する従業員の数が 21 人以上 ※ HFC、PFC、SF ₆ 、NF ₃ は年間の合計 ※ 非エネルギー起源 CO ₂ は、エネルギー起源 CO ₂ の排出量と合算しない。

注 1) 該当する温室効果ガスの種類についてのみ、計画書等の作成・提出が必要です。

注 2) エネルギー使用量・温室効果ガス排出量については、県内（名古屋市内を除く）の全ての事業所における合計値で判断します（従業員数については事業者全体（県外を含む）の値です。）。

注 3) エネルギー使用量・温室効果ガス排出量の算定方法は、省エネ法・温対法政省令と同様です。

＜任意での届出について＞

特定事業者に該当しない事業者も「地球温暖化対策計画書等に関する要綱」に基づき、条例と同様の様式により計画書等の作成・提出ができますので、作成の際は本手引きを参考してください。

(2) 連鎖化事業者（フランチャイズチェーン事業者）

フランチャイズチェーンを展開する連鎖化事業者は、加盟店も含めたエネルギー使用量や温室効果ガス排出量が（1）の要件に該当する場合、特定事業者として対象となります。

なお、連鎖化事業とは、以下のとおり規定しています。

※ 連鎖化事業とは、

定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号等を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であって、当該約款（約款に規定するマニュアル等を含む。）に、加盟者が設置している事業所における次の事項についての定めがあるもの

1 エネルギー起源 CO₂

(1) エネルギーの使用の状況の報告に関する事項

(2) 空気調和設備、冷凍機器若しくは冷蔵機器、照明器具又は調理用機器若しくは加熱用機器の機種、性能又は使用方法の指定に関する事項

2 前項以外の温室効果ガス（6.5 ガス）

(1) 温室効果ガスの排出を伴う事業活動の状況の報告に関する事項

(2) (1)の報告に係る温室効果ガスの区分に応じ、温対法施行令 別表第 7 から別表第 13 までに掲げる事業活動に係る設備の機種、性能又は使用方法の指定に関する事項

(3) 国・地方公共団体について

ア 国の場合

省ごとに（1）の要件に該当する場合、特定事業者として対象となります。

イ 地方公共団体の場合

地方公共団体が設置している一部の事業所の資産管理等を、各種法令に基づき首長以外の者が行っている場合には、首長部局等とは別の独立した事業者として捉えます。

① 首長部局等とは独立した者が届出者となる事業

- ・地方公営企業（水道事業、交通事業、電気・ガス事業等、管理者が設置されている場合のみ）
- ・警察組織（県公安委員会）
- ・学校等（教育委員会）
- ・一部事務組合、広域連合等

② 首長が届出者となる事業

- ・消防組織、指定管理者、選挙管理委員会等

③ その他事業形態による取扱

- ・事務の委託 → 事務の委託を受けた地方公共団体又はその執行機関
- ・PFI（Private Finance Initiative）→ 事業ごとに、財産・施設等の設置・更新権限がある者

<参考：名古屋市内の事業所について>

名古屋市内の事業所については、愛知県の条例は適用されません。

ただし、名古屋市の条例（市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例）に基づき、燃料、熱及び電気の年度の使用量の合算が、原油換算で800kL以上の事業所については、「地球温暖化対策計画書」等を名古屋市に提出する必要があります。（事業所単位の制度）

<問い合わせ先> 名古屋市環境局環境企画部 脱炭素社会推進課 電話：052-972-2693

温対法等と県条例の対象規模

温対法の算定・報告・公表制度（報告のみ）

エネルギー起源CO₂

国内で原油換算エネルギー使用量
合計1,500kL以上の事業者

左記以外の温室効果ガス（6.5ガス）

国内で6.5ガスの種類ごとに
排出量合計3,000t-CO₂以上、
かつ従業員数21人以上の事業者

県条例の地球温暖化対策計画書制度（計画と報告）

県内（名古屋市内を除く）で
原油換算エネルギー使用量合計
1,500kL以上の事業者

県内（名古屋市内を除く）で
6.5ガスの種類ごとに排出量合計
3,000t-CO₂以上、かつ従業員数
21人以上の事業者

名古屋市条例の地球温暖化対策計画書制度（計画と報告）

名古屋市内で原油換算エネルギー使用量800kL以上の事業所

(4) 原油換算エネルギー使用量について

ア エネルギーの使用とは

燃料の使用	①原油及び揮発油（ガソリン）、重油、その他石油製品 ②可燃性天然ガス ③石炭及びコークス、その他石炭製品 ④水素など①～③以外の燃料 であって、燃焼その他の用途（燃料電池による発電）に供するもの
使用した熱	他社から購入した熱（蒸気、温水、冷水など）及びその他使用した熱（地熱、太陽熱等）
使用した電気	他社から購入した電気及び自家発電（太陽光発電、風力発電など）。 燃料の使用による自家発電は除く）

- 注) 1 燃料を使用した自家発電による電気は、発電に利用した燃料の使用量で把握します。
2 自動車等の移動体は、事業所内ののみを走行するもののエネルギー使用量（ガソリン、軽油等）が対象ですので、事業所外を走行するものは、対象外です。

イ エネルギー使用量の算定の対象期間

計画書・実施状況書を提出する年度の前年度（前年4月～当年3月）

ウ 原油換算エネルギー使用量の算定方法

$$\Sigma \text{ (エネルギー種類ごとの使用量} \times \text{単位発熱量}) \times \text{原油換算係数}$$

※ エネルギー種類ごとに単位発熱量を乗じた値を合算して、原油換算係数を乗じる。

エネルギー使用量の算定方法は、省エネ法政省令と同様です。

エ 原油換算エネルギー使用量の計算書について（計算書①）

「計算書①：エネルギー使用量及びエネルギー起源CO₂排出量」*を用いて、県内（名古屋市内を除く）の全ての事業所における原油換算エネルギー使用量合計を計算できます。

※ 下記ウェブサイトに掲載する計画書・実施状況書の様式（Excelファイル）内にあります。以降の計算書②、③も同様。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/0000004635.html>

1：燃料等（燃料、熱及び電気）の種類に対し、単位に注意しつつ、前年度の「②使用量」を入力します。

2：この「②使用量」に対し、燃料等の種類ごとに「①単位発熱量」が掛けられて、「③熱量」が算出されます。

3：この「③熱量」の合計に対し、原油換算係数 0.0258(kJ/GJ)が掛けられて、「Ⓐ原油換算エネルギー使用量」が算出されますので、1,500kJ以上か否か確認します。

$$(Ⓐ = (③の合計) \times 0.0258)$$

<参考：1年間のエネルギー使用量 1,500kJ の目安>

事業所の立地条件や施設の構成等によってエネルギーの使用量は異なりますが、一般的な目安として示すと次のとおりです。

小売店舗（延べ床面積） 約3万m ² 程度	コンビニエンスストア（店舗数） 30～40 店舗程度
オフィス・事務所（電力使用量） 約600万kWh/年程度	ファーストフード店（店舗数） 25 店舗程度
ホテル（客室数） 300～400室程度	ファミリーレストラン（店舗数） 15 店舗程度
病院（病床数） 500～600床程度	フィットネスクラブ（店舗数） 8 店舗程度

① ② ③

【計算書①】エネルギー使用量及びエネルギー起源CO₂排出量（基準年度）

*1) 「電気事業・熱供給事業による供給」については、事業者用の電気・熱は熱供給事業用の熱供給施設において生産し販売された熱又は電気の量を記入とともに、その排出係数については、熱及び電力を発生する電気・熱を電力として投入した燃料使用量から算出すること。
 *2) 「供給した熱の排出係数については、発生させたときに電気を使用した場合は、その電気量には基礎排出係数及び調整後排出係数を乗じそれぞれ算出し、上欄及び下欄に記入すること。熱を発生させたために電気を使用しない場合は、排出量には同じ値を記入すること。

*2 「供給した熱」の排出係数については、熱を発生させるために電気を使用した場合は、その電気量には基礎排出係数及び調整後排出係数を乗じそれぞれ算出し、上欄及び下欄に記入すること。熱を発生させるために電気を使用していない場合は、排出係数は同様となる。

(5) 6.5 ガスの排出量について

ア 6.5 ガスの種類と算定対象期間

非エネルギー起源 CO ₂ メタン (CH ₄) 一酸化二窒素 (N ₂ O)	計画書・実施状況書を提出する年度の前年度 (前年 4月～当年 3月)
ハイドロフルオロカーボン (HFC) パーフルオロカーボン (PFC) 六ふつ化硫黄 (SF ₆) 三ふつ化窒素 (NF ₃)	計画書・実施状況書を提出する年の前年 (前年 1月～12月)

イ 6.5 ガスの排出量の算定方法

- 1 : 温室効果ガスごとに、排出している事業活動の抽出
 - 2 : 事業活動ごとの排出量の算定 : 温室効果ガス排出量 (t-ガス) = 活動量 × 排出係数
 - 3 : 排出量の合計値の算定 : 事業活動ごとに算定した排出量を、温室効果ガスごとに合算
 - 4 : 排出量の CO₂ 換算値 (温室効果ガスごと) :
- $$\text{温室効果ガス排出量} (\text{t-CO}_2) = \text{温室効果ガス排出量} (\text{t-ガス}) \times \frac{\text{地球温暖化係数}}{(70^\circ\text{-}\text{C} \text{ 参照})}$$
- ※ 温室効果ガス排出量の算定方法は、温対法政省令と同様です。

ウ 非エネルギー起源 CO₂ 排出量の計算書について（計算書②）

「計算書②：非エネルギー起源 CO₂ 排出量」を用いて、県内（名古屋市内を除く）の全ての事業所における非エネルギー起源 CO₂ 排出量合計を計算できます。

- 1 : 次の事業活動が行われているか確認します（業種限定ではありません。）。

非エネルギー起源二酸化炭素 (CO ₂)	
石炭の生産	ソーダ灰の製造
原油又は天然ガスの試掘	エチレン等の製造
原油又は天然ガスの性状に関する試験の実施	カルシウムカーバイトを原料としたアセチレンの使用
原油又は天然ガスの生産	電気炉における炭素電極の使用
原油の輸送	鉄鋼の製造における鉱物の使用
地熱発電施設における蒸気の生産	鉄鋼の製造において生じるガスの燃焼（フレアリング）
セメントクリンカーの製造	潤滑油等の使用
生石灰の製造	非メタン揮発性有機化合物 (NMVOC) を含む溶剤の焼却
ソーダ石灰ガラスの製造	ドライアイスの製造
その他用途・プロセスでの炭酸塩の使用	ドライアイスの使用
アンモニアの製造	炭酸ガスのボンベへの封入
炭化けい素の製造	炭酸ガスの使用
炭化カルシウムの製造	耕地における肥料の使用
二酸化チタンの製造	廃棄物の焼却

- 2 : 対象となる排出活動、区分に対し、単位に注意しつつ、前年度の「①活動量」を入力します。
- 3 : この「①活動量」に対し、排出活動、区分ごとに、「②排出係数」が掛けられて、「③二酸化炭素排出量」が算出されます。
- 4 : この「③二酸化炭素排出量」について、廃棄物原燃料使用分も含めて合計されることにより、「④非エネルギー起源 CO₂ 排出量」が算出されますので、3,000t-CO₂ 以上か否か確認します。

【計算書②】非エネルギー起源CO₂排出量（基準年度）

	対象となる排出活動、区分	活動量	排出係数	二酸化炭素排出量	
				① 数値	② 単位 t-CO ₂
原油の輸送	原油（コンデンセートを除く。）（パイプラインにより輸送している場合）	kL	0.0000049 t-CO ₂ /kL		
セメント	セメントクリンカーの製造	kL	0.0000023 t-CO ₂ /kL		
生石灰の製造	石灰石	t	0.515 t-CO ₂ /t		
	ドロマイト	t	0.428 t-CO ₂ /t		
	石灰石	t	0.449 t-CO ₂ /t		
	ソーダ灰（国内産）	t	0.471 t-CO ₂ /t		
ソーダ石灰ガラスの製造	ソーダ灰（輸入）	t	0.413 t-CO ₂ /t		
	炭酸バリウム	t	0.415 t-CO ₂ /t		
	炭酸カリウム	t	—		
	炭酸ストロンチウム	t	—		
	炭酸リチウム	t	—		
その他用途・プロセスでの炭酸塩の使用	石灰石	t	—		
	ドロマイト	t	—		
	ソーダ灰（国内産）	t	—		
	ソーダ灰（輸入）	t	—		
アンモニアの製造	石炭	t	—		
	石油コーカス	t	—		
	ナフサ	kL	2.27 t-CO ₂ /kL		
	液化天然ガス（LNG）	t	2.79 t-CO ₂ /t		
	天然ガス	t	1.96 t-CO ₂ /t		
	（液化天然ガス（LNG）を除く）	t	—		
シリコンカーバイド（炭化けい素）の製造	シリコンカーバイド（炭化けい素）の製造	t	2.3 t-CO ₂ /t		
カルシウムカーバイド（炭化カルシウム）の製造	カルシウムカーバイド（炭化カルシウム）の製造	t	1.09 t-CO ₂ /t		
二酸化チタンの製造	製造された生石灰を炭化カルシウムの原料として使用した場合の生石灰の製造	t	0.76 t-CO ₂ /t		
	ルチルから分離させる方法	t	1.43 t-CO ₂ /t		
	塩化チタンと酸素を化学反応させる方法	t	1.34 t-CO ₂ /t		
ソーダ灰の製造によるCO ₂ 使用量	ソーダ灰の製造によるCO ₂ 使用量	t	—		
エチレン等の製造	エチレン（ナフサからの製造）	t	1.56 t-CO ₂ /t		
	エチレン（軽油からの製造）	t	2.06 t-CO ₂ /t		
	エチレン（エタンからの製造）	t	0.86 t-CO ₂ /t		
	エチレン（プロパンからの製造）	t	0.94 t-CO ₂ /t		
	エチレン（ブタンからの製造）	t	0.96 t-CO ₂ /t		
	エチレン（その他原料からの製造）	t	1.56 t-CO ₂ /t		
	クロロエチレン	t	0.065 t-CO ₂ /t		
	酸化エチレン	t	0.33 t-CO ₂ /t		
	アクリロニトリル	t	0.73 t-CO ₂ /t		
	カーボンブラーク	t	2.1 t-CO ₂ /t		
	無水フタル酸	t	0.37 t-CO ₂ /t		
	無水マレイン酸	t	1.1 t-CO ₂ /t		
	水素	Nm ³	0.00085 t-CO ₂ /Nm ³		
カルシウムカーバイドを原料としたアセチレンの使用	カルシウムカーバイドを原料としたアセチレンの使用	t	3.38 t-CO ₂ /t		
電気炉における炭素電極の使用	電気炉における炭素電極の使用	t	66666667 t-CO ₂ /t		
鉄鋼の製造における鉱物の使用	石炭	t	0.440 t-CO ₂ /t		
鉄鋼の製造において生じるガスの燃焼（フレーリング）	ドロマイト	t	0.471 t-CO ₂ /t		
	高炉ガス	Nm ³	0.313 t-CO ₂ /Nm ³		
	転炉ガス	Nm ³	1.16 t-CO ₂ /Nm ³		
潤滑油等の使用	潤滑油	kL	0.587 t-CO ₂ /kL		
	グリース	t	0.150 t-CO ₂ /t		
	パラフィンゴム	t	0.598 t-CO ₂ /t		
非メタン揮発性有機化合物（NM VOC）を含む溶剤の焼却	非メタン揮発性有機化合物（NM VOC）を含む溶剤の焼却	t	2.35 t-CO ₂ /t		
ドライアイスの製造（ドライアイスの製造のために使用したCO ₂ の量-ドライアイス出荷量）	ドライアイスの製造（ドライアイスとしてのCO ₂ の使用量）	t	—		
ドライアイスの使用（ドライアイスとしてのCO ₂ の使用量）	炭酸ガスのポンベへの封入（ポンペへの封入のための炭酸ガス使用量-ポンペに封入された炭酸ガスの量）	t	—		
炭酸ガスの使用（炭酸ガスの使用に伴い排出されたCO ₂ の量）	炭酸ガスの使用（炭酸ガスの使用に伴い排出されたCO ₂ の量）	t	—		
耕地における肥料の使用	ドロマイト	t	0.48 t-CO ₂ /t		
	炭化カルシウム	t	0.44 t-CO ₂ /t		
	尿素	t	0.73 t-CO ₂ /t		
廃棄物の焼却（単純焼却）	廃油（植物性のもの及び動物性のもの並びに特定有害廃棄物を除く）	t	2.93 t-CO ₂ /t		
	廃油（特定有害廃棄物に限る）	t	1.02 t-CO ₂ /t		
	合成繊維及び廃プラスチック類	t	2.31 t-CO ₂ /t		
	廃タイヤ	t	1.64 t-CO ₂ /t		
	合成繊維及び廃プラスチック類（産業廃棄物に限る）	t	2.56 t-CO ₂ /t		
	ポリエチレンレフターレート製の容器	t	2.27 t-CO ₂ /t		
	上記以外	t	2.76 t-CO ₂ /t		
	紙くず	t	0.144 t-CO ₂ /t		
	紙おむつ	t	1.22 t-CO ₂ /t		
その他					
合計（廃棄物原燃料使用分を除く）					
非エネルギー起源CO ₂ 排出使用分	廃油（植物性のもの及び動物性のもの並びに特定有害廃棄物を除く）	t	2.93 t-CO ₂ /t		
	廃油（特定有害廃棄物に限る）	t	1.02 t-CO ₂ /t		
	合成繊維及び廃プラスチック類	t	2.31 t-CO ₂ /t		
	廃タイヤ	t	1.64 t-CO ₂ /t		
	合成繊維及び廃プラスチック類（産業廃棄物に限る）	t	2.56 t-CO ₂ /t		
	ポリエチレン	t	—		
	上記以外	t	—		
	紙くず	t	—		
	紙おむつ	t	—		
合計（廃棄物原燃料使用分）					
	非エネルギー起源CO ₂ 総合計				(B)

県内（名古屋市内を除く）の
全ての事業所における前年度
の排出活動・区分ごとの活動
量合計を入力することによ
り、⑤非エネルギー起源 CO₂
排出量が自動計算される。

全社従業員数 21 人以上であり
廃棄物原燃料使用分も含めて、
3,000t-CO₂以上なら対象

エ その他温室効果ガスの計算書について（計算書③）

「計算書③：その他温室効果ガス排出量」を用いて、県内（名古屋市内を除く）の全ての事業所におけるメタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふつ化硫黄、三ふつ化窒素のそれぞれの排出量合計を計算できます。

1：次の事業活動が行われているか確認します（業種限定ではありません。）。

メタン (CH ₄)	一酸化二窒素 (N ₂ O)
燃料の使用	
コークスの製造	
電気炉における電気の使用	
石炭の生産	
木炭の製造	
原油又は天然ガスの試掘	
原油又は天然ガスの性状に関する試験の実施	
原油又は天然ガスの生産	
原油の輸送	
原油の精製	
天然ガスの輸送	
都市ガスの製造	
都市ガスの供給	
地熱発電施設における蒸気の生産	
エチレン等の製造	
家畜の飼養（消化管内発酵）	
家畜の排せつ物の管理	
稻作	
農業廃棄物の焼却	
廃棄物の埋立処分	
堆肥の生産	
廃棄物の焼却	
工場廃水の処理	
下水、し尿等の処理	
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	パーフルオロカーボン (PFC)
クロロジフルオロメタンの製造	パーフルオロカーボンの製造
ハイドロフルオロカーボンの製造	半導体素子等の製造における PFC、HFC 又は NF ₃ の使用
マグネシウム合金の鋳造	光電池の製造における PFC の使用
半導体素子等の製造における HFC 又は PFC の使用	溶剤等の用途への PFC の使用
冷凍空気調和機器の製造における HFC の封入	鉄道事業又は軌道事業用整流器の廃棄
業務用冷凍空気調和機器の使用開始における HFC の封入	
業務用冷凍空気調和機器の整備における HFC の回収及び封入	
家庭用電気冷蔵庫等 HFC 封入製品の廃棄における HFC の回収	
プラスチック製造における発泡剤としての HFC の使用	
噴霧器の製造における HFC の封入	
噴霧器の使用	
溶剤等の用途への HFC の使用	
三ふつ化窒素 (NF ₃)	六ふつ化硫黄 (SF ₆)
三ふつ化窒素の製造	六ふつ化硫黄の製造
半導体素子等の製造における NF ₃ の使用	マグネシウム合金の鋳造

2：温室効果ガスの種類ごとに、対象となる排出活動、区分や燃料種等を選択することにより、「②単位発熱量」、「③排出係数」等が入力されます。

（HFC、PFC では、温室効果ガスの種類も選択します。）

3：次に、単位に注意しつつ、前年度（HFC、PFC、SF₆、NF₃ は前年）の「①活動量」を入力すると、「②単位発熱量」、「③排出係数」、「④地球温暖化係数」が掛けられて、「⑤温室効果ガス排出量（CO₂換算値）」が算出されます。

4：この「⑤温室効果ガス排出量（CO₂換算値）」について、温室効果ガスの種類ごとに合計されることにより、「⑥メタン排出量」、「⑦一酸化二窒素排出量」、「⑧ハイドロフルオロカーボン排出量」、「⑨パーフルオロカーボン排出量」、「⑩六ふつ化硫黄排出量」、「⑪三ふつ化窒素排出量」が算出されますので、それぞれ 3,000t-CO₂ 以上か否か確認します。

【計算書③】その他温室効果ガス排出量（基準年度）

① ② ③ ④ ⑤

計算書③ その他温室効果ガス排出量（基準年度）								
温室効果ガス	対象となる排出活動	区分	燃料種	活動量	単位発熱量	排出係数	地球温暖化係数	温室効果ガス排出量 (CO ₂ 換算値)
				① 数値	② 単位	③ 単位	④ 単位	⑤=①×②×③×④
メタタン	合計							全社従業員数 21人以上であり 3,000t-CO ₂ 以上なら対象
								対象となる排出活動、区分、燃料種を選択する。
一酸化二窒素	合計							全社従業員数 21人以上であり 3,000t-CO ₂ 以上なら対象
								対象となる排出活動、区分、燃料種を選択する。
その他 温室 効 果 ガ ス	ハイドロフルオロカーボン	合計						全社従業員数 21人以上であり 3,000t-CO ₂ 以上なら対象
								ガス名、対象となる排出活動、区分を選択する。
	バーフルオロカーボン	合計						全社従業員数 21人以上であり 3,000t-CO ₂ 以上なら対象
								ガス名、対象となる排出活動、区分を選択する。
六つ化硫黄	合計							全社従業員数 21人以上であり 3,000t-CO ₂ 以上なら対象
								対象となる排出活動、区分を選択する。
三つ化窒素	合計							全社従業員数 21人以上であり 3,000t-CO ₂ 以上なら対象
								対象となる排出活動、区分を選択する。

3 提出書類等

(1) 提出書類及び記載項目

計画書等の作成・提出の対象となる特定事業者は、以下の書類を提出する必要があります。

① 地球温暖化対策計画書（計画期間の初年度（その後、原則3年ごと）に提出）

提出書類	記載項目
様式第1	地球温暖化対策計画書提出書
別紙1	1 地球温暖化対策の推進に関する方針 2 地球温暖化対策の推進体制 計算書
計算書	温室効果ガス排出量の計算書
別紙2	3 温室効果ガスの排出の状況 (1) 温室効果ガス別の排出量（基準年度） (2) 補整後の温室効果ガス排出量（基準年度） (3) 大規模工場等の温室効果ガス排出量（基準年度）
別紙3	4 温室効果ガスの排出の量の削減等に係る目標 (1) 基準年度及び計画期間 (2) 排出の量の削減等に係る目標 (3) 目標設定の考え方
別紙5	5 温室効果ガスの排出の量の削減等に係る措置 (1) 削減対策の実施状況又は計画期間内における計画状況
別紙6	(2) 温室効果ガスの排出量の削減等に向けた先進的・先導的対策の計画状況
別紙7	(3) 補整後の温室効果ガス排出量の算出に用いるクレジット等の利用 (4) クレジット等に関する温室効果ガス換算量の算定方法及び考え方
別紙8	6 再生可能エネルギー等の優先的な使用に係る目標 (1) 目標年度 (2) 使用電気全体に占める再生可能エネルギー等由来の電気の比率に係る目標 (3) その他の目標 (4) 目標設定の考え方
別紙9	7 再生可能エネルギー等の優先的な使用に係る措置 再生可能エネルギー等の優先的な使用に係る対策の計画状況
別紙10	8 気候変動関連の目標及び計画に関する情報 (1) 中長期削減目標に係る基準年度及び目標年度 (2) 中長期削減目標 (3) 目標設定の考え方 (4) 温室効果ガス排出量の中長期削減に向けた対策の計画状況

② 地球温暖化対策実施状況書（計画書を提出した翌年度以降、毎年度提出）

提出書類	記載項目
様式第2	地球温暖化対策実施状況書提出書
別紙1	1 地球温暖化対策の推進に関する方針 2 地球温暖化対策の推進体制 計算書
計算書	温室効果ガス排出量の計算書
別紙2	3 温室効果ガスの排出の状況 (1) 温室効果ガス別の排出量（実績年度） (2) 補整後の温室効果ガス排出量（実績年度） (3) 大規模工場等の温室効果ガス排出量（実績年度）
別紙3	

別紙4	4 温室効果ガスの排出の量の削減等に係る目標の達成状況 (1) 実績年度、基準年度及び計画期間 (2) 排出の量の削減等に係る目標の達成状況 (3) 達成状況とその主な要因
別紙5	5 温室効果ガスの排出の量の削減等に係る措置の実施状況 (1) 削減対策の実施状況
別紙6	(2) 温室効果ガスの排出量の削減等に向けた先進的・先導的対策の実施状況
別紙7	(3) 補整後の温室効果ガス排出量の算出に用いるクレジット等の利用
別紙8	(4) クレジット等に関する温室効果ガス換算量の算定方法及び考え方 6 再生可能エネルギー等の優先的な使用に係る目標の達成状況 (1) 実績年度及び目標年度
	(2) 使用電気全体に占める再生可能エネルギー等由来の電気の比率に係る目標の達成状況
	(3) その他の目標の達成状況
	(4) 達成状況とその主な要因
別紙9	7 再生可能エネルギー等の優先的な使用に係る措置 再生可能エネルギー等の優先的な使用に係る対策の実施状況

(2) 作成・提出時期

- ・**地球温暖化対策計画書**

原則3年度ごとの4月1日から7月31日までの間に作成・提出します。

(計画書の変更時は速やかに再提出する必要があります(59ページ参照)。)

- ・**地球温暖化対策実施状況書**

計画書を提出した翌年度以降、毎年度4月1日から7月31日までの間に作成・提出します。

(3) 提出方法

- ・**原則、あいち電子申請・届出システムで提出します**(62ページ参照)。

提出先として(4)の県民事務所等を選択

○ あいち電子申請・届出システム ウェブサイト

(https://www.shinsei.e-aichi.jp/toppage-aichi-t/top/municipalitySelection_initDisplay.action)

- ・紙書類での控えが必要な場合は、電子申請により提出した後に、県民事務所等に1部提出。
 (郵送の場合は返信用封筒(切手を貼付)を同封)

(4) 提出先

計画書提出書の中で、県内（名古屋市内を除く）で主たる工場等（事業所）（17ページ参照）を選定・記入し、その所在地を所管する県民事務所等の環境保全課に提出します。

提出先一覧

提出窓口	所管市町村	住所	電話	ファックス
東三河総局 環境保全課	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市	〒440-8515 豊橋市八町通5-4	0532-35-6112	0532-56-5188
東三河総局 新城設楽振興事務所 環境保全課	新城市、設楽町、東栄町、豊根村	〒441-1365 新城市字石名号 20-1	0536-23-2117	0536-22-2316
尾張県民事務所 環境保全課	（環境保全第一グループ） 一宮市、犬山市、江南市、稻沢市、 岩倉市、清須市、北名古屋市、 豊山町、大口町、扶桑町 （環境保全第二グループ） 瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、 豊明市、日進市、長久手市、東郷町	〒460-8512 名古屋市中区三の 丸2-6-1	（第一グループ） 052-961-7254 （第二グループ） 052-961-7255	052-961-7285
海部県民事務所 環境保全課	津島市、愛西市、弥富市、あま市、 大治町、蟹江町、飛島村	〒496-8531 津島市西柳原町 1-14	0567-24-2131	0567-24-3008
知多県民事務所 環境保全課	半田市、常滑市、東海市、大府市、 知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、 美浜町、武豊町	〒475-8501 半田市出口町1-36	0569-21-8111(代)	0569-31-1331
西三河県民事務所 環境保全課	（環境保全第一グループ） 岡崎市、西尾市、幸田町 （環境保全第二グループ） 碧南市、刈谷市、安城市、知立市、 高浜市	〒444-8551 岡崎市明大寺本町 1-4	（第一グループ） 0564-27-2875 （第二グループ） 0564-27-2876	0564-26-2228
西三河県民事務所 〔豊田庁舎〕 豊田加茂環境保全課	豊田市、みよし市	〒471-8503 豊田市元城町4-45	0565-32-7494	0565-32-3975

<参考>

名古屋市の条例に基づく地球温暖化対策計画書についての問い合わせ先

名古屋市環境局環境企画部 脱炭素社会推進課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1 電話：052-972-2693

4 地球温暖化対策計画書の作成

地球温暖化対策計画書は、3年に1回提出することとなっております。

地球温暖化対策計画書の様式は、県ウェブサイトからダウンロードできます。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/0000004635.html>

様式は、複数のシートで構成されている Excel ファイルですが、行や列を増やす又は減らすことはしないでください。

(1) 地球温暖化対策計画書提出書（様式第1）

① 提出者の郵便番号、住所、氏名

- ・法人の所在地（郵便番号）・・・本社所在地等
- ・法人の名称
- ・法人の代表者の役職名及び氏名（押印の必要はありません。）

※ 代表者から事務委任を受けている者の氏名で提出することもできます。その場合、代表者からの委任状の写しを PDF ファイルで添付します。

② 県内の主たる工場等の名称、所在地

県内（名古屋市内を除く）の事業所のうち、排出量の最も大きい事業所や取りまとめを行う事業所等から選定し、記入します（本条例において「工場等」は事業所全般を指す。以下同じ。）。

一度主たる工場等として選定したら、事業所が廃止されない限り変更しません。

→ 当該事業所のある市町村を所管する県民事務所等に計画書等を提出することとなります。

③ 該当する事業者の要件

特定事業者として該当することとなった条例施行規則の要件を全て選択します。

- ・規則第3条-1-1 エネルギー使用量 1,500k1 以上
- ・規則第3条-1-2 6.5ガス排出量 3,000t-CO₂以上
- ・規則第3条-2 連鎖化事業者（フランチャイズチェーン事業者）

※ 連鎖化事業者は、規則第3条-1-1 又は規則第3条-1-2 のいずれかを選択します。

④ 主たる事業の業種

事業者の主たる事業について、日本標準産業分類（68ページ参照、2013年10月改定）の大分類・中分類に従い、アルファベット・番号及び業種名を選択します。

⑤ 主たる事業の内容

県内（名古屋市内を除く）における主たる事業の内容を簡潔に記入します。

⑥ 事業者の規模

事業者の資本金、事業者全体（県外を含む）で常時使用する従業員数を記入します。

⑦ 連絡先

計画書提出書を作成・取りまとめをしている連絡先として、以下の内容を記入します。

担当部署名（法人の名称を除く。）、郵便番号、所在地、担当者名、電話番号、ファクシミリ番号、メールアドレス（※）

※ 計画書制度の関係情報はこちらの連絡先に送付します。また、担当者が変わることにより当課から連絡できないことがありますので、会社の所属のメールアドレスがあれば、それを記入してください。メールアドレスは複数を入力せず、一つのみ記入してください。

様式第1（第4条関係）

事業者番号	※
-------	---

地球温暖化対策計画書提出書

西暦で記入

年 月 日

愛知県知事 殿

郵便番号

提出者住所

名称(カナ)

名称

代表者氏名

事業者の住所(本社所在地等)、
事業者名等を記入

代表者役職名・氏名を記入

愛知県地球温暖化対策推進条例第8条第1項の規定により、地球温暖化対策計画書を提出します。

県内の主たる工場等の名称		
県内の主たる工場等の所在地	→当該事業所のある市町村を所管する県民事務所等に計画書を提出	
該当する事業者の要件	<input type="checkbox"/> 規則第3条第1項第1号該当事業者 <input type="checkbox"/> 規則第3条第1項第2号該当事業者 <input type="checkbox"/> 規則第3条第2項該当事業者	
主たる事業種	大分類	事業者の主たる事業について、日本標準産業分類の大分類・中分類を選択
主たる事業の内容	中分類	
事業者の規模	資本金	円
	常時使用する従業員数	事業者全体(県外を含む)の従業員数を記入
地球温暖化対策計画書	別紙のとおり。	
連絡先	担当部署	担当部署名
		郵便番号
		所在地
		担当者名
		電話番号
		ファクシミリ番号
	メールアドレス	

法人名を除き、それ以後の部署名を記入

担当者が変わることにより当課から連絡できないことがありますので、会社の所属のメールアドレスがあれば、それを記入

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

3 連鎖化事業者にあっては、「主たる事業の業種」の欄及び「主たる事業の内容」の欄には、連鎖化事業の業種又は内容を記載すること。

(2) 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制（別紙1）

① 地球温暖化対策の推進に関する方針

地球温暖化対策を推進していくにあたっての基本方針をはじめ、設備の維持管理方針や設備の新設・更新に対する方針（目標・投資基準など、できる限り明確な数値で示す。）、従業員の教育方針などについて、実情に即した取組方針を記入します。

② 地球温暖化対策の推進体制

地球温暖化対策の推進体制について、組織間の関係や組織内の責任者や推進員などの関係を記入します。計画書制度の取りまとめ部署もわかるように記入します。

また、県外分等を含めて記入する場合は、県内（名古屋市内を除く）の事業所に係る部分がわかるようにします。

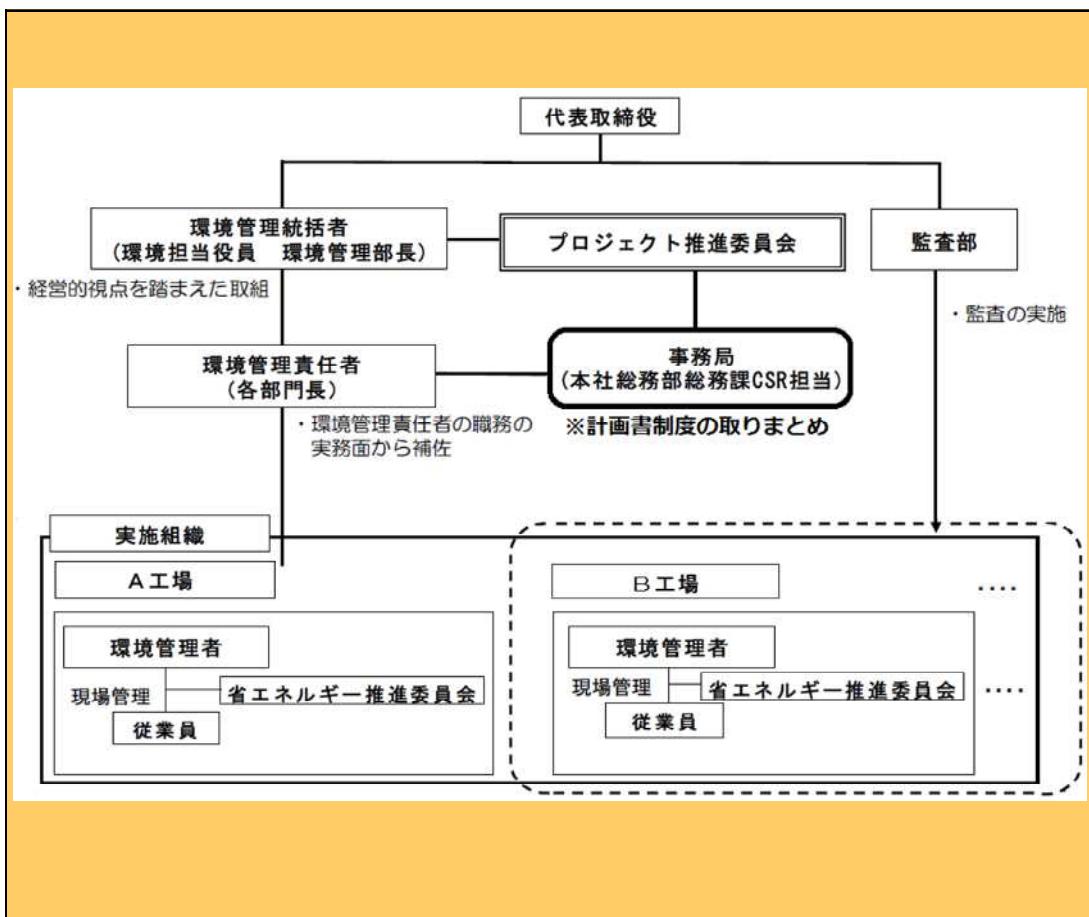
1 地球温暖化対策の推進に関する方針

(例)

当社は、地球温暖化対策の重要性と企業に求められる社会的責任を踏まえて、当社から排出される温室効果ガスの削減を図るため、経営層を含めた責任者と担当者を明確化しつつ全員参加体制による社内の管理体制を構築し、計画的な取組を実施することにより、持続的発展が可能な企業を目指していきます。

- ・機器・設備の効率の改善に必要な事項の計測・記録、保守・点検を定期的に行い、良好で効率的な状態を維持します。
- ・設備改修においては投資回収年数が5年以内のものは実施します。
- ・効率において最新機器に対し10%の差がついたときは改修又は更新を検討します。
- ・この取組方針、温室効果ガス排出量の削減の目標の遵守状況について定期的に確認・評価を行い、取組の更なる計画、実施につなげます。
- ・取組方針、評価手法について、定期的に精査を行い、必要に応じ見直しを行います。
- ・従業員への研修や、社外への積極的な情報発信を行います。

2 地球温暖化対策の推進体制



(3) 温室効果ガス排出量の計算書（基準年度）

規模要件により対象となった温室効果ガスのみについて、計画書を提出する前年度（基準年度）における県内（名古屋市内を除く）の全ての事業所の排出量合計に関し、関係する計算書①～③を用いて算定します。

ア エネルギー起源 CO₂ 排出量（計算書①）

(ア) 排出量の計算式

エネルギー起源 CO₂ 排出量については、①燃料の使用、②熱の使用、③電気の使用による二酸化炭素排出量の合計です。

それぞれのエネルギーの使用量に排出係数を掛けることにより排出量が算出されます。

燃料の使用に伴う CO₂ 排出量については、廃棄物原燃料使用分（@2）に係る排出量とそれ以外の燃料（@1）に係る排出量を区別して算定します。

$$\boxed{\text{エネルギー起源CO}_2\text{排出量}} = \boxed{\text{エネルギー使用量}} \times \boxed{\text{排出係数} \\ (71^\circ\text{ジ}\sim)}$$

なお、他人に電気又は熱を供給した場合、その分のエネルギーを生産するために排出された CO₂ 排出量を控除します（燃料を使用し自家発電した電気の販売も含む）。この量は、電気又は熱の供給量に排出係数（=発電・熱の発生に係る CO₂ 排出量÷発電量・発生熱量）を乗じて算出します（ただし、電気事業者・熱供給事業者は配分前の排出量も算出します。）。

また、販売した副生エネルギー（燃料）がある場合も、その燃料を燃焼させたとき排出される CO₂ 排出量分を控除することができます。

(イ) 都市ガス・熱・電気の排出係数

ガス事業者から供給された都市ガスや熱供給事業者から供給された熱、電気事業者から供給された電気を使用する場合、毎年度、国が事業者ごとの基礎排出係数や調整後排出係数を公表します。この排出係数を使用し、基礎排出係数使用時と調整後排出係数使用時の2種類の二酸化炭素排出量を算定します（<http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc>）。調整後排出係数は、特別な契約をしていない限り、「残差」の排出係数を使用してください。

(ウ) エネルギー起源 CO₂ 排出量に係る計算書①について

エネルギー起源 CO₂ 排出量には、他人から供給された都市ガスや熱、電気（以下本項において「都市ガス等」という。）の使用に関して基礎排出係数を用いる排出量と調整後排出係数を用いる排出量の2つの値があります。

1：燃料等（燃料、熱及び電気）の種類に対し、単位に注意しつつ、前年度の「②使用量」を入力すると、燃料等の種類ごとに、「①単位発熱量」が掛けられて、「③熱量」が算出されます。

2：次に、年度の「④販売した副生エネルギーの量」について、燃料等の種類に対し、単位に注意しつつ入力すると、燃料等の種類ごとに、「①単位発熱量」が掛けられて、「⑤熱量」が算出されます。

3：燃料及び熱については、「③熱量」と「⑤熱量」が算出されると、その差に「⑥排出係数」が掛けられて、燃料及び熱に係る「⑦二酸化炭素排出量」が算出されます。

4：都市ガス等については、購入したガス事業者等に合わせて「⑥基礎排出係数及び調整後排出係数」を入力すると、都市ガス等に係る「⑧CO₂ 排出量（基礎排出係数使用時）」及び「⑨CO₂ 排出量（調整後排出係数使用時）」が算出され、さらに、「⑧CO₂ 排出量（基礎排出係数使用時）」及び「⑨CO₂ 排出量（調整後排出係数使用時）」のそれぞれ合計が算出されます。

5：なお、電気事業や熱供給業を行っている場合は、「電気事業・熱供給業による供給」欄を入力すると、「⑧CO₂ 排出量（基礎排出係数使用時）」及び「⑨CO₂ 排出量（調整後排出係数使用時）」の合計並びに「CO₂ 排出量（発電所等配分前）」が算出されます。

【計算書①】エネルギー使用量及びエネルギー起源CO₂排出量（基準年度）

種類	単位発熱量 ①	使用量 ②	熱量 ③=①×②	販売した副生 エネルギーの量 ④	熱量 ⑤=①×④	排出係数		二酸化炭素排出量 ⑦=(③×⑥/⑤)×⑧ ×44/12 t-CO ₂
						単位 単位	数値 単位	
						単位 kJ	数値 単位	
原油 (コンデンセート (N G L) を除く)	38.3 GJ/kL	kL					0.0190	t-C/GJ
原油のうちコンデンセート (N G L)	34.8 GJ/kL	kL						
揮発油 (ガソリン)	33.4 GJ/kL	kL						
ナフサ	33.3 GJ/kL	kL						
ジエット燃料	36.3 GJ/kL	kL						
灯油	36.5 GJ/kL	kL						
軽油	38.0 GJ/kL	kL						
A重油	38.9 GJ/kL	kL				0.0193	t-C/GJ	
B+C重油	41.8 GJ/kL	kL				0.0202	t-C/GJ	
石油アスファルト	40.0 GJ/t	t				0.0204	t-C/GJ	
石油コータス又は FCCCコーク	34.1 GJ/t	t				0.0245	t-C/GJ	
石油ガス	液化石油ガス (LPG)	50.1 GJ/t	t			0.0163	t-C/GJ	
石油系炭化水素ガス	46.1 GJ/tm ³	t/m ³				0.0144	t-C/GJ	
可燃性天然ガス	液化天然ガス (LNG)	54.7 GJ/t	t					
その他可燃性天然ガス	38.4 GJ/tm ³	t/m ³						
石炭	輸入原料炭	28.7 GJ/t	t					
コーカス用原料炭	28.9 GJ/t	t						
吹込用原料炭	28.3 GJ/t	t						
輸入一般炭	26.1 GJ/t	t				0.0243	t-C/GJ	
国産一般炭	24.2 GJ/t	t				0.0242	t-C/GJ	
輸入無煙炭	27.8 GJ/t	t				0.0259	t-C/GJ	
石炭コーカス	29.0 GJ/t	t				0.0299	t-C/GJ	
コールタール	37.3 GJ/t	t				0.0209	t-C/GJ	
コーカス炉ガス	18.4 GJ/tm ³	t/m ³				0.0109	t-C/GJ	
高炉ガス	3.23 GJ/tm ³	t/m ³				0.0264	t-C/GJ	
発電用高炉ガス	3.45 GJ/tm ³	t/m ³				0.0264	t-C/GJ	
転炉ガス	7.53 GJ/tm ³	t/m ³				0.0420	t-C/GJ	
黒液	13.6 GJ/t	t				0.0000	t-C/GJ	
木材	13.2 GJ/t	t				0.0000	t-C/GJ	
木質廃材	17.1 GJ/t	t				0.0000	t-C/GJ	
バイオエタノール	23.4 GJ/kL	kL				0.0000	t-C/GJ	
バイオデイゼル	35.6 GJ/kL	kL				0.0000	t-C/GJ	
バイオガス	21.2 GJ/tm ³	t/m ³				0.0000	t-C/GJ	
その他バイオマス						0.0000	t-C/GJ	
廃棄物ガス							t-C/GJ	
混合廃材							t-C/GJ	
水素						0.0000	t-C/GJ	
アシモニア						0.000	t-C/GJ	
都市ガス	(ガス事業者名)		GJ/tm ³	t/m ³	t/m ³	基礎排出係数	t-CO ₂ /GJ	
	(ガス事業者名)		GJ/tm ³	t/m ³	t/m ³	調整後排出係数	t-CO ₂ /GJ	
その他の燃料						基礎排出係数	t-CO ₂ /GJ	
その他の単位 発熱量・排出係 数						調整後排出係数	t-CO ₂ /GJ	
小計							t-C/GJ	①
ごみ 固形燃料 (RDF)	18.0 GJ/t	t			t		0.0162	t-C/GJ
ごみ 固形燃料 (RPF)	26.9 GJ/t	t			t		0.0166	t-C/GJ
廃タイヤ	33.2 GJ/t	t			t		0.0135	t-C/GJ
廃プラスチック (一般廃棄物)	29.3 GJ/t	t			t		0.0257	t-C/GJ
廃プラスチック (産業廃棄物)	29.3 GJ/t	t			t		0.0239	t-C/GJ
廃油 (植物性のもの及び動物性のものを除く)	40.2 GJ/kL	kL			kL		0.0179	t-C/GJ
その他の燃料							t-C/GJ	
その他の単位 発熱量・排出係 数							t-C/GJ	
小計							t-C/GJ	②

		①	②	③=①×②			⑥	⑧=②×⑥ (基礎排出係数使用時)	⑨=②×⑥ (調整後排出係数使用時)
熱	産業用蒸気	1.17 GJ/GJ	GJ		GJ		0.0654	t-CO ₂ /GJ	
	産業用以外の蒸温						基礎排出係数	t-CO ₂ /GJ	
	冶水	1.19 GJ/GJ	GJ		GJ		排出係数	t-CO ₂ /GJ	
	地熱	GJ/GJ	GJ		GJ		基礎排出係数	t-CO ₂ /GJ	
	温泉	GJ/GJ	GJ		GJ		調整後排出係数	t-CO ₂ /GJ	
	太陽	GJ/GJ	GJ		GJ		基礎排出係数	t-CO ₂ /GJ	
	雪氷	GJ/GJ	GJ		GJ		調整後排出係数	t-CO ₂ /GJ	
	その他の熱						基礎排出係数	t-CO ₂ /GJ	
	その他の単位 発熱量・排出係数						調整後排出係数	t-CO ₂ /GJ	
	小計	計						t-CO ₂ /GJ	
電気	電気事業者からの買電	(電気事業者名)	8.64 GJ/kWh	千kWh			基礎排出係数	t-CO ₂ /kWh	
		(電気事業者名)	8.64 GJ/kWh	千kWh			調整後排出係数	t-CO ₂ /kWh	
		(電気事業者名)	8.64 GJ/kWh	千kWh			基礎排出係数	t-CO ₂ /kWh	
		(電気事業者名)	8.64 GJ/kWh	千kWh			調整後排出係数	t-CO ₂ /kWh	
		(電気事業者名)	8.64 GJ/kWh	千kWh			基礎排出係数	t-CO ₂ /kWh	
	上記以外の買電	オフサイト型PPA	3.6 GJ/kWh	千kWh			調整後排出係数	t-CO ₂ /kWh	
		自己託送	3.6 GJ/kWh	千kWh			基礎排出係数	t-CO ₂ /kWh	
		上記以外	8.64 GJ/kWh	千kWh			調整後排出係数	t-CO ₂ /kWh	
		その他	GJ/kWh	千kWh			基礎排出係数	t-CO ₂ /kWh	
		自家発電	GJ/kWh	千kWh			調整後排出係数	t-CO ₂ /kWh	
電気事業者による供給	太陽光	3.6 GJ/kWh	千kWh		千kWh		0.0		
	風力	3.6 GJ/kWh	千kWh		千kWh		0.0		
	地熱	3.6 GJ/kWh	千kWh		千kWh		0.0		
	水力	3.6 GJ/kWh	千kWh		千kWh		0.0		
	その他(非燃科由来の非化石)	3.6 GJ/kWh	千kWh		千kWh		0.0		
	その他(燃科)	化石							
		非化石					排出係数※2	t-CO ₂ /GJ	
		化石					排出係数※2	t-CO ₂ /GJ	
	その他(熱)	非化石						t-CO ₂ /kWh	
	小計	計							
電気事業による供給	供給した熱 (副生エネルギーでないもの)			GJ					
	供給した電気 (副生エネルギーでないもの)			千kWh					
	小計								
合計									
原油換算エネルギー使用量(kJ)									

※1 「電気事業・熱供給業による供給」の欄については、電気事業用の発電所又は熱供給事業用の熱供給施設において生産し販売された熱又は電気の量を記入するとともに、その排出係数については、熱及び電気を発生・発電するために投入した燃料使用量等から算出すること。

※2 「供給した熱」の排出係数については、熱を発生させるために電気を使用した場合は、その電気量には基礎排出係数及び調整後排出係数を乗じそれぞれ算出し、上欄及び下欄に記入すること。熱を発生させるために電気を使用していない場合は、排出係数は同じ値となる。

エネルギー起源 CO₂について、基礎排出係数と調整後排出係数の使用時の排出量等を算出する。

イ 非エネルギー起源 CO₂ 排出量（計算書②）

（ア）排出量の計算式

9ページのとおり、非エネルギー起源 CO₂ に関する事業活動が行われている場合、活動量に排出係数を掛けることにより排出量が算出されます。

$$\boxed{\text{非エネルギー起源CO}_2\text{排出量}} = \boxed{\text{活動量}} \times \boxed{\text{排出係数} \\ (71^\circ\text{シ}\sim)}$$

非エネルギー起源 CO₂ 排出量については、廃棄物焼却施設等において副次的に熱回収を伴うもの（⑥2）と、それ以外の排出量（⑥1）を区別して算定します。

※ 廃棄物の焼却において、燃料利用を主目的とする場合や廃棄物由来の燃料を使用する場合はエネルギー起源 CO₂ として、副次的に熱回収は行うが廃棄物処理を主目的とする場合は非エネルギー起源 CO₂ として扱います。

※ 廃棄物の焼却（単純焼却）とは、廃棄物焼却施設等において焼却処理のみ行う場合（熱回収はしない）が該当します。

	CO ₂ 排出量の計上先（基礎排出量）	調整後排出量における扱い（27ページ参照）
燃料としての廃棄物の利用	エネルギー起源 CO ₂	計上不要
廃棄物由来の燃料（RPF、RDF 等）		
熱回収を伴う廃棄物の焼却	非エネルギー起源 CO ₂	計上不要
単純焼却		計上必要

（イ）非エネルギー起源 CO₂ 排出量に係る計算書②について

9ページのとおり計算します。ただし、廃棄物焼却施設等において副次的に熱回収を伴う排出活動等に係る活動量と、それ以外の排出活動等に係る活動量は区別して入力し、廃棄物原燃料使用に係る排出量（⑥2）と、それ以外の排出量（⑥1）を区別して算定します。

※ 規模要件の適用においては、廃棄物原燃料使用に係る排出量とそれ以外の排出量を合計して、3,000t-CO₂ 以上か否かを確認します（9ページ参照）。

ウ その他温室効果ガス排出量（計算書③）

（ア）排出量の計算式

11ページのとおり、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふつ化硫黄（SF₆）、三ふつ化窒素（NF₃）に関する事業活動が行われている場合、活動量に排出係数、地球温暖化係数を掛けることにより排出量が算出されます。

排出量の算定に当たっては、全て二酸化炭素の量に換算した量（単位は t-CO₂）として計算します。

$$\boxed{\text{温室効果ガスの排出量} \\ (\text{二酸化炭素換算})} = \boxed{\text{活動量}} \times \boxed{\text{排出係数} \\ (71^\circ\text{シ}\sim)} \times \boxed{\text{地球温暖化係数} \\ (70^\circ\text{シ}\sim)}$$

（イ）その他温室効果ガス排出量に係る計算書③について

11ページのとおり計算します。

上記ア、イ、ウの算定方法は、温対法に基づく「温室効果ガスの排出量の算定・報告制度」と同じ方法です。

排出係数等は、原則としてこの手引きにあるものを用いることとしますが、実測を基にした排出係数等を設定して排出量を算定することもできます（規模要件確認時を除く）。そのような場合は、計算書の「その他」の欄に記入します。

【計算書②】非エネルギー起源CO₂排出量（基準年度）9,10^へ一^レ

参照

	対象となる排出活動・区分	数量	単位	排出係数	二酸化炭素排出量
				②	③=①×②
	原油の輸送	原油（コンデンセートを除く。）（パイプラインにより輸送している場合）	kL	0.00000049 t-CO ₂ /kL	t-CO ₂
		原油（コンデンセートを除く。）（パイプライン以外により輸送している場合）	kL		
	セメント（セメントクリンカー）製造	セメント	t		
	生石灰の製造	石灰	t		
		ドロマイト	t		

県内（名古屋市内を除く）の
全ての事業所における前年度
の排出活動・区分ごとの活動
量合計を入力する。

非エネルギー起源CO ₂ （廃棄物原燃料使用分を除く）	二酸化チタンの製造	ルチルから分離させる方法	t	1.43 t-CO ₂ /t	
		塩化チタンと酸素を化学反応させる方法	t	1.34 t-CO ₂ /t	
	ソーダ灰の製造によるCO ₂ 使用量		t	—	
	エチレン（ナフサからの製造）		t	1.56 t-CO ₂ /t	
	エチレン（軽油からの製造）		t	2.06 t-CO ₂ /t	
	エチレン（エタンからの製造）		t	0.86 t-CO ₂ /t	
	エチレン（ブロパンからの製造）		t	0.94 t-CO ₂ /t	
	エチレン（ブタンからの製造）		t	0.96 t-CO ₂ /t	
	エチレン（その他原料からの製造）		t	1.56 t-CO ₂ /t	
	クロロロエチレン		t	0.065 t-CO ₂ /t	
	酸化エチレン		t	0.33 t-CO ₂ /t	
	アクリロニトリル		t	0.73 t-CO ₂ /t	
	カーボンブラック		t	2.1 t-CO ₂ /t	
	無水フタル酸		t	0.37 t-CO ₂ /t	
	無水マレイイン酸		t	1.1 t-CO ₂ /t	
	水素	Nm ³	0.00085 t-CO ₂ /Nm ³		
	カルシウムカーバイドを原料としたアセチレンの使用		t	3.38 t-CO ₂ /t	
	電気炉における炭素電極の使用		t-CO ₂	3.666666667 t-CO ₂ /t	
	鉄鋼の製造における鉱物の使用	石灰	t	0.440 t-CO ₂ /t	
	ドロマイト	t	0.471 t-CO ₂ /t		
	高炉ガス	千m ³	0.313 t-CO ₂ /千m ³		
	転炉ガス	千m ³	1.16 t-CO ₂ /千m ³		
	潤滑油等の使用	滑油	kL	0.587 t-CO ₂ /kL	
	グリース	t	0.150 t-CO ₂ /t		
	パラフィンろう	t	0.598 t-CO ₂ /t		
	非メタン揮発性有機化合物（NM VOC）を含む溶剤の焼却		t	2.35 t-CO ₂ /t	
	ドライアイスの製造（ドライアイスの製造のために使用したCO ₂ の量-ドライアイス出荷量）		t	—	
	ドライアイスの使用（ドライアイスとしてのCO ₂ の使用量）		t	—	
	炭酸ガスのボンベへの封入（ボンベへの封入のための炭酸ガス使用量-ボンベに封入された炭酸ガスの量）		t	—	
	炭酸ガスの使用（炭酸ガスの使用に伴い排出されたCO ₂ の量）		t	—	
	耕地における肥料の使用	ドロマイト	t	0.48 t-CO ₂ /t	
		炭化カルシウム	t	0.44 t-CO ₂ /t	
		尿素	t	0.73 t-CO ₂ /t	
	廃棄物の焼却（単純焼却）	廃油（植物性のもの及び動物性のもの並びに特定有害産業廃棄物を除く）	t	2.93 t-CO ₂ /t	
		廃油（特定有害廃棄物に限る）	t	1.02 t-CO ₂ /t	
		合成繊維	t	2.31 t-CO ₂ /t	
		磨タイヤ	t	1.64 t-CO ₂ /t	
		合成繊維及び廃ゴムタイヤ以外の廃プラスチック類（産業廃棄物に限る）	t	2.56 t-CO ₂ /t	
		ポリエチレンレフタレート製の容器	t	2.27 t-CO ₂ /t	
		上記以外	t	2.76 t-CO ₂ /t	
		紙くず	t	0.144 t-CO ₂ /t	
		紙おもづ	t	1.22 t-CO ₂ /t	
	その他	独自の排出係数を使用するときはこの欄を利用する。			
	合計（廃棄物原燃料使用分を除く）				(b) 1
	非エネルギー起源CO ₂	廃油（植物性のもの及び動物性のもの並びに特定有害産業廃棄物を除く）	t	2.93 t-CO ₂ /t	
		廃油（特定有害廃棄物に限る）	t	1.02 t-CO ₂ /t	
		合成繊維	t	2.31 t-CO ₂ /t	
		磨タイヤ	t	1.64 t-CO ₂ /t	
	廃棄物の焼却（熱回収を伴うもの）	廃プラスチック類			
		紙くず	t	0.144 t-CO ₂ /t	
		紙おもづ	t	1.22 t-CO ₂ /t	
	合計（廃棄物原燃料使用分）				(b) 2
		非エネルギー起源CO ₂ 総合計			

11, 12 ヶ月
参照

【計算書③】その他温室効果ガス排出量（基準年度）

温室効果ガス	対象となる排出活動	区分	燃料種	活動量	単位発熱量	排出係数	地球温暖化係数	温室効果ガス排出量 (CO ₂ 換算値) t-CO ₂
				①	②	③	④	
				数値	単位	単位	単位	
メタング	合計							
一酸化二窒素	合計							
その他の温室効果ガス	合計							
ハイドロフルオロカーボン	合計							
パフルオロカーボン	合計							
六つ化硫黄	合計							
三つ化窒素	合計							

県内（名古屋市内を除く）の全ての事業所における、前年度の排出活動・区分・燃料種ごとの活動量合計を入力する。

県内（名古屋市内を除く）の全ての事業所における、前年度の排出活動・区分・燃料種ごとの活動量合計を入力する。

県内（名古屋市内を除く）の全ての事業所における前年の排出活動・区分ごとの活動量合計を入力する。

(4) 温室効果ガスの排出の状況（別紙2）

① 温室効果ガス別の排出量（基準年度）

規模要件により対象となった温室効果ガスのみについて、計画書を提出する前年度（基準年度）における県内（名古屋市内を除く）の全ての事業所の排出量合計をガスの種類別に記入します。

当該温室効果ガスに係る（3）の計算書を入力することにより自動入力されます。

「①エネルギー起源 CO₂」欄は、県内（名古屋市内を除く）でエネルギー使用量が1,500k1以上の場合に、基礎排出量（電気は基礎排出係数を使用）を記入します。「①エネルギー起源 CO₂（②を除く）」と「②廃棄物の原燃料使用に伴うエネルギー起源 CO₂」は区分して記入します。

「③非エネルギー起源 CO₂（④を除く）」～「⑩NF₃」は、県内（名古屋市内を除く）で排出量が3,000t-CO₂以上である温室効果ガスのみについて記入します。なお、「③非エネルギー起源 CO₂（④を除く）」と「④廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源 CO₂」は合計で3,000t-CO₂以上の場合に、それぞれ区別して記入します。

なお、電気事業・熱供給業を行っている場合は「⑪エネルギー起源 CO₂（発電所等配分前）」の欄も記入します。

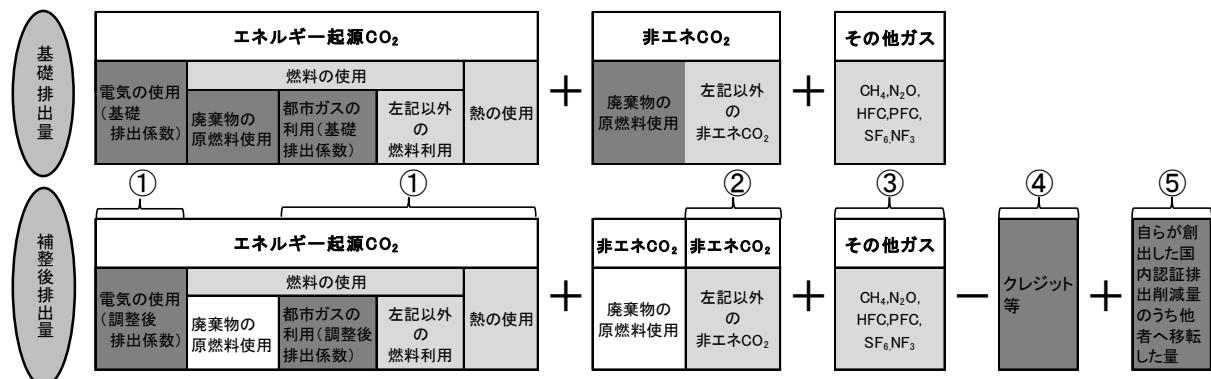
排出量は小数点以下切捨の整数値で記入します。

② 補整後の温室効果ガス排出量（基準年度）

全ての事業者は補整後温室効果ガス排出量（電気は調整後排出係数を使用、廃棄物の原燃料使用に伴うエネルギー起源 CO₂分・非エネルギー起源 CO₂分・クレジット等利用分を控除）を記入します。規模要件により対象となった温室効果ガスに係る（3）の計算書及び、必要に応じ「別紙7（3）補整後の温室効果ガス排出量の算出に用いるクレジット等の利用」欄を入力することにより自動入力されます。

排出量は小数点以下切捨の整数値で記入します。

※ 補整後温室効果ガス排出量の算定イメージ



- 補整後温室効果ガス排出量は、【①+②+③-④+⑤】で補整します。

（補整の結果、補整後排出量が0を下回った場合には、0とします。）

①=エネルギー起源 CO₂（他人への電気又は熱の供給に係るもの）

- ・他人から供給された電気の使用量×調整後排出係数
- ・燃料の使用に伴う基礎排出量（廃棄物原燃料使用に伴うものを除く。）
- ・都市ガスの使用量×調整後排出係数
- ・他人から供給された熱の使用量×調整後排出係数

②=非エネルギー起源 CO₂（廃棄物原燃料使用に伴うものを除く。）

③=メタン、一酸化二窒素、HFC、PFC、六ふつ化硫黄及び三ふつ化窒素の基礎排出量

④=無効化されたJクレジット等（国内クレジット、オフセット・クレジット（J-VER）を含む）

- ・グリーンエネルギーCO₂削減相当量・二国間クレジット（JCMクレジット）・非化石証書

⑤=自らが創出した国内認証排出削減量のうち他者へ移転した量

3 温室効果ガスの排出の状況

(1) 温室効果ガス別の排出量（基準年度）

県内（名古屋市内を除く）の全ての事業所における**基準年度（前年度）の排出量合計**について記入。

対象となる計算書①、②又は③を入力することにより自動入力される。

温室効果ガスの種類	①エネルギー起源CO ₂ (②を除く。)	②廃棄物の原燃料使用に伴うエネルギー起源CO ₂	③非エネルギー起源CO ₂ (④を除く。)	④廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源CO ₂
排出量 (t-CO ₂)				
①、② 県内（名古屋市内を除く）でエネルギー使用量が①及び②の合計で1,500kI以上の場合に、基礎排出量（電気は基礎排出係数を使用）をそれぞれ記入		⑥N ₂ O	⑦HFC	⑧PFC
排出量 (t-CO ₂)				
温室効果ガスの種類	⑨SF ₆	⑩NF ₃	⑪エネルギー起源CO ₂ (発電所等配分前)	合計（①～⑩）
排出量 (t-CO ₂)			⑪ 電気事業・熱供給業を行っている場合は配分前の数字も記入	

(2) 補整後の温室効果ガス排出量（基準年度）

排出量は小数点以下切捨の整数值で記入

補整後温室効果ガス 排出量 (t-CO ₂)	
--	--

全ての事業者が補整後温室効果ガス排出量（電気は調整後排出係数を使用、廃棄物の原燃料使用に伴うエネルギー起源CO₂分・非エネルギー起源CO₂分・クレジット等利用分を控除）を記入

クレジット等利用分を控除する場合は、別紙7(3)を入力すると**自動計算される**。

(5) 大規模工場等の温室効果ガス排出量（基準年度）（別紙3）

① 工場等の名称

県内（名古屋市内を除く）で、原油換算エネルギー使用量1,500k1以上又はエネルギー起源CO₂以外の温室効果ガス排出量3,000t-CO₂以上の大規模工場等（＝大規模事業所）の名称を記入します。

② 代表電話番号、郵便番号、所在地

大規模工場等の代表電話番号、郵便番号、所在地を記入します。代表電話番号は市外局番から記入します（担当者のダイヤルイン番号ではありませんのでご注意ください）。

③ 事業の業種

事業所の主たる事業について、日本標準産業分類（68ページ参照、2013年10月改定）の大分類・中分類に従い、アルファベット・番号及び業種名を選択します。

④ 温室効果ガスの種類別の排出量

①の規模要件を満たした温室効果ガスのみについて、計画書を提出する前年度（基準年度）における大規模工場等の排出量をガスの種類別に記入します。

「①エネルギー起源CO₂」欄は、事業所でのエネルギー使用量が1,500k1以上の場合に、基礎排出量（電気は基礎排出係数を使用）を記入します。「①エネルギー起源CO₂（②を除く）」と「②廃棄物の原燃料使用に伴うエネルギー起源CO₂」は区分して記入します。

「③非エネルギー起源CO₂（④を除く）」～「⑩NF₃」は、事業所での排出量が3,000t-CO₂以上である温室効果ガスのみについて記入します。なお、「③非エネルギー起源CO₂（④を除く）」と「④廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源CO₂」は合計で3,000t-CO₂以上の場合に、それぞれ記入します。

なお、電気事業・熱供給業を行っている場合は「⑪エネルギー起源CO₂（発電所等配分前）」も記入します。

排出量は小数点以下切捨の整数值で記入します。

大規模工場等の排出量算定のための計算書は添付されていませんが、計画書提出書エクセルファイルを別途ダウンロードし、計算書のみを利用していただくこともできます。

県内（名古屋市内を除く）の大規模工場等（大規模事業所）における基準年度（前年度）の排出量について記入

(3) 大規模工場等の温室効果ガス排出量（基準年度）

（原油換算エネルギー使用量1,500kI以上又はエネルギー起源CO₂以外の温室効果ガス排出量
3,000t-CO₂以上の工場等）

所在地は愛知県から記入

1 工場等の名称	代表電話番号		
郵便番号	工場等の所在地		
事業の業種	大分類		
	中分類		
温室効果ガスの種類	①エネルギー起源CO ₂ (②を除く。)	②廃棄物の原燃料 使用に伴うエネルギー 起源CO ₂	③非エネルギー起源CO ₂ (④を除く。)
			④廃棄物の原燃料 使用に伴う非エネルギー 起源CO ₂
①、② 県内（名古屋市内を除く）でエネルギー使用量が①及び②の合計で1,500kI以上の場合に、基礎排出量（電気は基礎排出係数を使用）をそれぞれ記入			
③～⑩ 事業所での排出量が3,000t-CO₂以上であるガスのみ記入 なお、③及び④は合計で3,000t-CO ₂ 以上の場合にそれぞれ記入			
⑤CH ₄	⑧PFC		
⑨SF ₆	⑩NF ₃	⑪エネルギー起源CO ₂ (発電所等配分前)	合計（①～⑩）
排出量(t-CO ₂)			

2 工場等の名称	代表電話番号		
郵便番号	工場等の所在地		
事業の業種	大分類		
	中分類		
温室効果ガスの種類	①エネルギー起源CO ₂ (②を除く。)	②廃棄物の原燃料 使用に伴うエネルギー 起源CO ₂	③非エネルギー起源CO ₂ (④を除く。)
排出量(t-CO ₂)			
温室効果ガスの種類	⑤CH ₄	⑥N ₂ O	⑦HFC
排出量(t-CO ₂)			
温室効果ガスの種類	⑨SF ₆	⑩NF ₃	⑪エネルギー起源CO ₂ (発電所等配分前)
排出量(t-CO ₂)			
⑪ 電気事業・熱供給業を行っている場合は配分前の数字も記入			

3 工場等の名称	代表電話番号		
郵便番号	工場等の所在地		
事業の業種	大分類		
	中分類		
温室効果ガスの種類	①エネルギー起源CO ₂ (②を除く。)	②廃棄物の原燃料 使用に伴うエネルギー 起源CO ₂	③非エネルギー起源CO ₂ (④を除く。)
排出量(t-CO ₂)			
温室効果ガスの種類	⑤CH ₄	⑥N ₂ O	⑦HFC
排出量(t-CO ₂)			
温室効果ガスの種類	⑨SF ₆	⑩NF ₃	⑪エネルギー起源CO ₂ (発電所等配分前)
排出量(t-CO ₂)			
大規模工場等の主たる事業について、日本標準産業分類の大分類・中分類を選択			
⑫ 廃棄物の原燃料 使用に伴う非エネルギー 起源CO₂			

大規模工場等について、複数ある場合は全てを記入

(6) 温室効果ガスの排出の量の削減等に係る目標（別紙4）

① 基準年度及び計画期間

基準年度：計画書を作成する前年度（西暦で記入）

計画期間：計画書を作成する年度（第1年度）から翌々年度（第3年度）まで（西暦で記入）

② 排出の量の削減等に係る目標

排出量または排出原単位のいずれかを選択し目標を立てます。選択した排出量または排出原単位については、計画期間中は原則変更できません。

※ 排出量の場合

・基準年度の排出量

補整後温室効果ガス排出量（別紙2の3（2）の値）を転記します。

・計画期間における排出量、基準年度比削減率

補整後温室効果ガスについての計画期間の各年度の排出量を設定し、記入します。基準年度の排出量に対する各年度の削減率は自動計算されます。また、第3年度における基準年度比削減率が本計画書の設定する目標となります。

* 排出量は小数点以下切捨てで記入、削減率は小数第1位（小数第2位を四捨五入）で表示されます。

※ 排出原単位の場合

・原単位の指標と単位

温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ指標を設定し記入します。事業所や部門によって、原単位の指標が異なる場合は、複数設定することができます。ただし、全ての排出原単位により、県内（名古屋市内を除く）の事業者全体の排出量を網羅してください。

また、排出量への寄与度が最も高いものを1つ選定し、評価対象の排出原単位とします。

・基準年度の排出原単位

補整後温室効果ガス排出量（別紙2の3（2）の値）を原単位の指標で割って算出し、記入します。単位は、排出原単位の分子となる単位をkg-CO₂、t-CO₂のいずれかで選択します。

・計画期間における排出原単位、基準年度比削減率

計画期間の各年度の補整後温室効果ガス排出量を原単位の指標で割る値について記入します。基準年度の排出原単位に対する各年度の削減率は自動計算されます。また、第3年度における基準年度比削減率が本計画書の設定する目標となります。

* 排出原単位は有効数字4桁（5桁目を四捨五入）で記入、削減率は小数第1位（小数第2位を四捨五入）で表示されます。

③ 目標設定の考え方

計画期間における排出量、排出原単位の削減目標を設定した考え方を記入します。

④ 参考評価

設定した目標（第3年度における基準年度比削減率）に対する評価結果を自動表示します。

<評価基準>

ランク	S	A	B	C
削減率	12%以上	3%以上 ～12%未満	0%以上 ～3%未満	0%未満

4 温室効果ガスの排出の量の削減等に係る目標

(1) 基準年度及び計画期間

基準年度：計画書を作成する前年度
第1年度：計画書を作成する年度

設定した【目標】に対する評価結果を参考表示
※正式な結果ではありません。

計画期間				
基準年度	第1年度	第2年度	第3年度	
年度	年度	年度	年度	年度

(2) 排出の量の削減等に係る目標

※ 排出量の場合

排出量または排出原単位のいずれかで目標を立てる。

補整後温室効果ガス排出量
(別紙2の3(2)の値)を転記

各年度の排出量を設定し記入
(排出量は小数点以下切捨)

基準年度比
削減率(%)
【目標】

※ 排出原単位の場合

【評価対象の排出原単位】

排出量への寄与度が最も大きい排
出原単位を評価対象として設定

第3年度の削減率が
【目標】になります。

排出原単位の指標と単位		排出原単位							基準年度比 削減率(%) 【目標】	
指標名	単位	基準年度	単位	第1年度	削減率	第2年度	削減率	第3年度	削減率	

温室効果ガス排出量と密接な
関係を持つ指標を設定し、その
名称と単位を記入。単位につい
ては、外字（環境依存文字）を
使わない。

各年度の排出原単位を
設定し記入

第3年度の削減率が
【目標】になります。

【評価対象外の 排出原単位の 指標と単位】		排出原単位							削減率(%) 【目標】	
指標名	単位	基準年度	第1年度	削減率	第2年度	削減率	第3年度	削減率		

補整後温室効果ガス排出量
を排出原単位の指標で割っ
て、基準年度の排出原単位を
算出し記入

排出原単位は有効数字4桁
(5桁目を四捨五入)で記入

(3) 目標設定の考え方

例1)

自社で作成した「〇〇削減計画」の目標達成に向けて、毎年度3%ずつ、温室効果ガス総排出量の削減を図り、第3年度において基準年度から9%の削減を目指す。

例2)

今後3年間は、事業拡大を予定しているため、総排出量ではなく排出原単位目標を設定する。排出原単位の指標は、温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ製品出荷量(t)を設定し、排出原単位を3年間で9%改善する。

例3)

廃棄物焼却に係る非エネルギー起源CO2排出量について、できる限りリサイクルを進めることで、3年間で6%（前年度比で毎年2%）削減する。

目標排出量や削減率の値を
設定した考え方を記入

(7) 温室効果ガスの排出の量の削減等に係る措置
～削減対策の実施状況及び計画期間内における計画状況～（別紙5）

ア 必須対策・基盤対策

① 対策の実施状況（基準年度）

対策ごとに「実施」、「未実施」、「非該当」を選択します。

② 計画年度（第1年度～第3年度）

各年度、対策ごとに「実施」、「未実施」、「非該当」を選択します。

* 「実施」を選択した場合は、以降の年度も継続して「実施」を選択します。

③ 実施工場等

②で計画期間内に「実施」を選択した対策について、実施予定の代表的な工場・事業場名を記入します。

④ 実施内容・検討内容

各対策の具体的な内容や検討している内容を簡潔に記入します。

イ 自主対策

自らの温室効果ガスの排出削減につながる対策のうち、必須対策の1～16に該当しない対策について、任意で最大3つまで記載することができます。

① 実施内容・検討内容

対策の具体的な内容や検討している内容を記入します。（例 太陽光発電設備を設置する。）

② 計画年度（第1年度～第3年度）

実施を予定している年度に「実施」を選択します。

③ 実施工場等

②で計画期間内に「実施」を選択した対策について、実施予定の代表的な工場・事業場名を記入します。

④ 削減効果・削減効果を記述できない理由

対策の実施による温室効果ガス排出量の年間削減量（t-CO₂）の試算値を記入します。（6.5ガスの削減に係る対策についても、二酸化炭素量に換算して記入）

試算値が記述できない場合には、その理由を簡潔に記入します。

※ 参考評価

設定した対策の実施率に対する評価結果を自動表示します。

* 必須対策は第3年度、自主対策は計画期間内の実施状況を元に計算します。

<評価基準>

ランク	評価基準
S	全ての対策が実施済み又は実施予定である場合
A	次の全てを満たす場合 ・基盤対策が全て実施済み又は実施予定。 ・次式で算出される「実施率」が100%以上の場合。 $\text{実施率} (\%) = \frac{(\text{実施済み及び実施予定の必須対策数} + \text{自主対策の対策予定数}^{\dagger})}{(\text{必須対策のうち該当する対策数})} \times 100$
B	上記以外の場合

注) 計画期間内に“実施”とした対策数は、最大3つまで。

5 温室効果ガスの排出の量の削減等に係る措置

(1) 削減対策の実施状況及び計画期間内における計画状況

第3年度の計画状況に対する評価結果を参考表示
※正式な結果ではありません。

参考評価

B

※第3年度の評価

自らの温室効果ガスの排出削減に寄与する対策の実施状況及び計画状況

番号	対策の分類	対策の内容	対策の実施状況(基準年度)	計画状況				
				第1年度	第2年度	第3年度	実施工場等	実施内容・検討内容
1	基盤対策	推進体制の整備	実施	実施	実施	実施	××工場	工場担当者を集めた省エネ推進会議を2か月に1度開催し、エネルギー管理の定期的な見直しを行う。
2		エネルギー利用設備の管理	実施	実施	実施	実施	○○工場	設備更新に合わせて、設備台帳や図面を更新し、情報を電子化し担当者間で共有している。
3		エネルギー使用量等の把握	実施	未実施	実施	実施	○○工場	主力設備の稼働状況、エネルギー使用量をモニタリングし、効率的な運用を常時心掛けている。
4		エネルギー使用実態の把握	未実施	未実施	未実施	未実施		実施内容・検討内容を簡潔に記述
5		燃焼設備のエネルギー使用効率把握・管理	非該当	非該当	該当	非該当		
6	必須対策	流体機械のエネルギー使用効率の把握・管理	実施	実施	実施	実施		
7		流体機械の稼働及び規模の合理化	実施					流体機械の負荷率と稼働率を認識する。流体機械及び流体機械を含めたシステム全体の適正な容量を把握する。
8		区画ごとの温湿度管理	実施					対象区画を物理的に区切り、区画ごとに温度、湿度の管理をする。
9		熱源設備の運用管理	実施	実施	実施	実施	××工場	熱源設備のエネルギー使用量等を記録し、熱源設備等のシステム全体の課題を把握する。
10		外気導入管理	実施	実施	実施	実施	××工場	対象場所の二酸化炭素濃度を定期的に測定し、夏季冷房及び冬季暖房時には、1,000ppmを超えない程度に外気導入量を抑制する。
11		熱の漏洩防止	実施	実施	実施	実施	×	熱媒体の配管、バルブ管の設置状況及びその遮断・保溫状況を把握する。
12		照明設備の運用管理	実施	実施	実施	実施		実施予定の代表的な工場・事業所名を記入
13		高効率な照明設備の導入	実施	実施	実施	実施	××工場	点灯時間が年間3,000時間以上の照明設備をLED照明にすべて更新する。
14		日常的に使用する設備の節電	実施	実施	実施	実施	○○工場	日常的に使用する電気設備の利用状況を踏まえた上で、当該電気設備の必要性や見直しを実施する。
15		ベンチマーク管理(規則第3条第2項該当事業者のみに適用する。)	非該当	非該当	非該当	非該当		
16		自動車の運用管理	実施	実施	実施	実施	××工場	可能な限り対策によるCO ₂ 削減効果を記入 効果を記述できない場合は、その理由を記入

番号	対策の分類	計画状況					
		実施内容・検討内容	第1年度	第2年度	第3年度	実施工場等	年) 記述できない理由
17	自主対策	① ○○○○により、製品製造における歩留まり向上させることで、燃料使用量の大大幅削減を図る。		実施	実施	○○工場	50
		② 設備更新により、燃料をA重油からLNGに転換することで、CO ₂ 排出量の削減を計画中			実施	△△工場	導入する機器を現在選定しているため、削減効果を把握できないから。
		③					

上記の1～16に該当しない対策の実施内容・検討内容を具体的に記述(最大3つまで)

実施予定年度に“実施”と記入
※自主対策は、単年度のみであっても計画期間内で“実施”として参考評価に反映されます

(7) 温室効果ガスの排出の量の削減等に係る措置

～温室効果ガスの排出の量の削減等に向けた先進的・先導的対策の計画状況～（別紙6）

① 区分（大項目・小項目）

対策の該当する項目を選択する。

大項目	小項目
1 脱炭素型の技術・製品 ・サービスの調達における対策	① 脱炭素型社会の構築につながる技術・製品・サービスの調達 ② 調達時の配慮・工夫等によって、サプライチェーン（調達先）の温室効果ガス削減につながる取組
2 脱炭素型の技術・製品 ・サービスの提供における対策	① 脱炭素型社会の構築につながる技術・製品・サービスの提供 ② 提供時の配慮・工夫等によって、サプライチェーン（供給先）の温室効果ガス削減につながる取組
3 その他の先進的・先導的対策	① サプライチェーン全体の排出量の見える化につながる取組 ② 地球温暖化対策の実施状況や排出量の情報開示 ③ 従業員に対する脱炭素行動（特定事業者からの排出に関わらないもの）の促進 ④ 二酸化炭素の吸収源整備 ⑤ 地球温暖化対策に関わる人材の育成や技術の伝承 ⑥ 地球温暖化対策に関わる技術の研究開発の推進 ⑦ その他温室効果ガスの削減に寄与する対策

② 計画年度（第1年度～第3年度）

実施を予定している年度に「実施」を選択します。

③ 実施内容

対策の具体的な内容を記入します。

[ポイント]

- ・自社のみならず、社会全体の温室効果ガスの排出削減に寄与する対策が対象です。
- ・県内の事業場・事業所が主体的に関わっている対策であること。
- ・記載された内容は、県が公表します。

④ 削減効果・削減効果を記述できない理由

対策の実施による温室効果ガス排出量の年間削減量(t-CO₂)の試算値を記入します。(6.5
ガスの削減に係る対策についても、二酸化炭素量に換算して記入)

試算値が記述できない場合には、その理由を簡潔に記入します。

※ 参考評価

計画期間内の対策の実施予定数に対する評価結果を自動表示します。

<評価基準>

ランク	評価基準
S	次の全てを満たす場合 ・対策の実施予定数が5以上 ・大項目1～3のうち、2分野以上の対策を予定している。
A	対策を予定しているが、Sに満たない場合
評価しない	上記以外の場合

(2) 温室効果ガスの排出の量の削減等に向けた先進的・先導的対策の計画状況

対策の実施予定数に対する
評価結果を参考表示
※正式な結果ではありません。

参考評価
A

区分		計画状況					
大項目	小項目	第1年度	第2年度	第3年度	実施内容	削減効果 (t-CO ₂ /年)	削減効果を 記述できない理由
1 脱炭素型の技術・製品・サービスの調達に関する対策	①脱炭素型社会の構築につながる技術・製品・サービスの調達	実施			物品の調達においては、省エネルギー製品を積極的に調達する。		具体的な削減効果を算出できないため。
2 脱炭素型の技術・製品・サービスの提供における対策	①脱炭素型社会の構築につながる技術・製品・サービスの提供	実施	実施		○○工場において、業界最高レベルの省エネ性能を備えた○○設備を国内外に年間200台供給し、○○分野での省エネ対策に貢献している。	○○	
3 その他の先進的・先導的対策	④二酸化炭素の吸収源整備		実施		○○事務所において、地域の人工林での整備活動を実施する。	○○	可能な限り対策によるCO ₂ 削減効果を記入効果を記述できない場合は、その理由を記入
大項目及び小項目は対策の該当する区分をプルダウンから必ず選択してください。前年度のExcelファイルから貼り付けると事務手手続き上、認識されないことがあります。							
対策の実施予定年度に“実施”を記入							
対策の実施場所や実施規模など、具体的な対策の内容を記述							
対策は最大10まで記入ができる							

[ポイント]

- ・自社のみならず、社会全体の温室効果ガスの排出削減に寄与する対策が対象です。
- ・県内の事業場・事業所が主体的に関わっている対策であること。
- ・記載された内容は、県が公表します。
- ・自社のみの排出量が削減される内容は、対象外です。その内容は、別紙5の「自主対策」に記入してください。例えば、「太陽光パネルの設置」という対策は、自社のみの温室効果ガス排出量の削減に繋がるため、別紙6の実施内容にはふさわしくありません。

[別紙6の実施内容の例]

- ・仕入れ業者に対し、渋滞を避けた時間帯に搬送するよう取り決めている。
- ・周辺の小中学校に対し、環境学習講座を実施している。
- ・高効率省エネ機器を開発し、市場に供給している。

(7) 温室効果ガスの排出の量の削減等に係る措置

～クレジット等の利用～（別紙7）

クレジット等については、県内（名古屋市内を除く）で利用する（した）と捉えられる温室効果ガス換算量を、補整後温室効果ガス排出量の算定時に控除することができます。

なお、計画書において計上しなかった場合でも、実施状況書で計上することもできます。

① 種類

温室効果ガスの目標排出量の達成のために用いるクレジット等に関し、計画期間に、無効化する予定のJ-クレジット※等（国内クレジット、オフセット・クレジット（J-VER）を含む）・グリーンエネルギーCO₂削減相当量・二国間クレジット（JCMクレジット）・非化石証書について記入します。

また、基準年度の補整後温室効果ガス排出量の算出に用いることとしたクレジット等についても記入します（電気事業者が調整後排出係数に反映するための量を除く。）。

※ J-クレジット…2013年度から施行された国内認証排出削減量の名称。国内クレジットも一定期間は事業継続できる。

計画書制度に使用できるクレジット等は、温対法と同様に、①J-クレジット等（国内クレジット、オフセット・クレジット（J-VER）を含む。以下同じ。）、②グリーンエネルギーCO₂削減相当量、③二国間クレジット（JCMクレジット）、④非化石証書です。さらに、それぞれのクレジット等について、計画期間に用いる予定のものか、基準年度に用いるものかを選択します。また、②グリーンエネルギーCO₂削減相当量については、グリーン電力証書又はグリーン熱証書のうち用いたものを選択してください（両者を用いた場合は各々選択）。

また、算定対象年度において、自らが創出した国内認証排出削減量（森林の整備及び保全により吸収された温室効果ガスの吸収量として認証をされたもの並びにバイオ炭の農地施用により土壤に貯留された温室効果ガスの貯留量として認証されたものを除く。）を他者に移転した場合は、「自らが創出した国内認証排出削減量のうち他者への移転量」を選択します。

② オフセット対象工場等

クレジット等を利用する事業所について記入します。特に事業所が限定されていないときは、「県内（名古屋市内を除く）全事業所」などと記入します。

③ 温室効果ガス換算量

クレジット等の量を二酸化炭素換算量（t-CO₂）で記入します。

「自らが創出した国内認証排出削減量のうち他者への移転量」を選択した場合は、負の数を入力します。

④ クレジット等に関する温室効果ガス換算量の算定方法及び考え方

県内（名古屋市内を除く）の事業所に係る量とした算定方法及び考え方、必要に応じクレジットの無効化日・移転日を記入します。主な考え方は次のとおりです。

- ・全ての事業所が県内（名古屋市内を除く）にある場合、事業者として利用するクレジット等の全てが県内（名古屋市内を除く）の事業所で利用される。
- ・県内（名古屋市内を除く）の事業所で生産（又は提供）している製品（又はサービス）に対し、それらに係る温室効果ガス排出量をクレジット等によりオフセットする場合、当該事業所からの排出量に係る分を県内（名古屋市内を除く）で利用するものと見なす。
- ・事業者全体として利用するクレジット等について、事業者全体の温室効果ガス排出量における県内（名古屋市内を除く）の事業所からの温室効果ガス排出量の割合で按分した量を、県内（名古屋市内を除く）で利用するクレジット等と見なす。

別紙7

(3) 補整後の温室効果ガス排出量の算出に用いるクレジット等の利用

種類	オフセット対象工場等	温室効果ガス換算量 (t-CO ₂)
1		
2	県内（名古屋市内を除く）で計画期間において利用する予定であるクレジット等について選択	自らが創出した国内認証排出量削減量のうち他者への移転量を選択した場合は、負の数を記入
3	また、基準年度の補整後温室効果ガス排出量の算出に用いるクレジット等について選択	
4		
5		
6	次の種類の中から選択する。	
7	1 J-クレジット等 (計画期間)	
8	2 グリーンエネルギーCO ₂ 削減相当量（電力）(計画期間)	
9	3 グリーンエネルギーCO ₂ 削減相当量（熱）(計画期間)	
10	4 二国間クレジット (計画期間)	
11	5 非化石証書 (計画期間)	
12	6 自らが創出した国内認証排出削減量のうち他者への移転量 (計画期間)	
13	7 J-クレジット等 (基準年度)	
14	8 グリーンエネルギーCO ₂ 削減相当量（電力）(基準年度)	
15	9 グリーンエネルギーCO ₂ 削減相当量（熱）(基準年度)	
16	10 二国間クレジット (基準年度)	
17	11 非化石証書 (基準年度)	
18	12 自らが創出した国内認証排出削減量のうち他者への移転量 (基準年度)	

(4) クレジット等に関する温室効果ガス換算量の算定方法及び考え方

例)

製品Aに係る年間排出量500t-CO₂について、J-クレジットを購入する予定であるが、製品Aを製造するのに愛知工場では年間300t-CO₂排出しているためその分を計上した。（無効化予定日：〇〇年〇月〇日）

クレジット等について、県内（名古屋市内を除く）の事業所に係る量とした理由等を記入

[グリーンエネルギーCO₂削減相当量の控除について]

- ・電気・熱の証書による控除に関してはそれぞれ上限が設けられます。
- ・具体的には、電気の場合には、2024年4月以降に認証されたグリーン電力証書由来の量と、非化石証書に基づく非化石証書二酸化炭素削減相当量の合計は、他人から供給された電気の使用に伴うエネルギー起源二酸化炭素排出量を上限に控除できることとします。
- ・熱の場合には、2024年4月以降に認証されたグリーン熱証書由来の量は、他人から供給された熱の使用に伴うエネルギー起源二酸化炭素排出量を上限に控除できることとします。

(8) 再生可能エネルギー等の優先的な使用に係る目標（別紙8）

使用するエネルギーについて、再生可能エネルギー等を優先的に使用する計画を検討し、2030年度における目標を設定します。

① 目標年度

再生可能エネルギー等の優先的な使用に係る目標を設定する年度を記入してください。目標年度は、できる限り2030年度としてください。ただし、社内目標等の位置づけが既にある場合は、当該年度を記入してもかまいません。

また、目標の位置づけの欄は、設定した目標に社内目標やRE100の認定状況などの位置づけがある場合に記入してください。

② 使用電気全体に占める再生可能エネルギー等由来の電気の比率に係る目標

県内（名古屋市内を除く）の全ての事業所で使用する電気のうち再生可能エネルギー等が占める比率について、目標を設定します。本目標の設定は必須です。使用した電気には、電気事業者から購入した電気や、燃料を投じて発電した自家発電気の使用量（※1）も含みます。

電気の使用量をエネルギー換算する際には、いずれの電気の種類についても使用量（千kWh）に対して一次換算係数8.64(GJ/kWh)を乗じて算出してください。また、自家発太陽光や、重み付けの条件を満たしたオフサイト型PPA（※2）等に該当する電気については、非化石エネルギーの使用状況を算出する際、その使用量に1.2を乗じて計算を行ってください（※3）。

※1 燃料を投じて発電した自家発電気の使用量は通常、投入熱量でエネルギーをカウントするため、発電量は熱量換算しませんが、本比率の算出においてはこれも熱量換算して計算してください。

※2 FTT/FIP制度対象外で、かつ特定の需要家の電気の需要を満たすことを目的に設置された電源

※3 エネルギー換算の考え方は、省エネ法と同様になります。

③ その他の目標

②で設定した目標以外に、再生可能エネルギー等由来の電気に限らず熱や燃料も含めた再生可能エネルギー等の優先的な使用に係る目標を設定します。なお、省エネ法に基づく中長期計画において「定量目標の目安に関する指標の状況」や「その他指標の目標」を設定している場合は当該目標を記入してください。そのような省エネ法に基づく目標を設定していない場合は、本目標の設定は任意です。

④ 目標設定の考え方

②や③の再生可能エネルギー等の優先的な使用に係る目標を設定した考え方を記入します。

⑤ 参考評価

②で設定した目標（使用電気全体に占める再生可能エネルギー等由来の電気の比率）に対する評価結果を自動表示します。

<評価基準>

ランク	S	A	B	C
比率	60%以上	40%以上 ～60%未満	22%以上 ～40%未満	22%未満

※ 再生可能エネルギー等の優先的な使用に係る目標については、評価結果が公表の対象となります（評価結果以外の目標値等は公表しません）。

別紙 8

6 再生可能エネルギー等の優先的な使用に係る目標

目標年度：原則、2030 年度を設定。社内目標等がある場合は、その値を記入。

(1) 目標年度

	目標年度	目標の位置づけ※	参考評価
①	2030 年度	省エネ法に規定する中長期計画書の目標値、社内目標	A
②	2030 年度	社内目標	
③	年度	社内目標や RE100 の参加状況など ※目標の位置づけがある場合に記載	目標設定した使用電気全体に占める再生可能エネルギー等由来の電気の比率に係る【目標】に対する評価結果を参考表示 ※正式な結果ではありません。

(2) 使用電気全体に占める再生可能エネルギー等由来の電気の比率に係る目標

指標名	指標の範囲全体のエネルギー使用量 (原油換算k1)	目標	単位
① 使用電気全体に占める再生可能エネルギー等由来の電気の比率	120,000	40	%

使用電気全体に占める再生可能エネルギー等由来の電気の比率に係る目標を設定し記入（必須）

(3) その他の目標

指標名	指標の範囲全体のエネルギー使用量 (原油換算k1)	目標	単位
② 事業者全体の全エネルギー使用量に占める再生可能エネルギー等の比率	1,000,000	20	%
③			

省エネ法に基づく中長期計画において「定量目標の目安に関する指標の状況」や「その他指標の目標」を設定している場合は当該目標値を記入（設定していない場合は任意）

(4) 目標設定の考え方

①	2030年度における国の再生可能エネルギー導入割合（36～38%）に整合する形で40%の導入を目指す。
②	現在事業者全体で使用するエネルギー（電気・燃料・熱）のうち再生可能エネルギーが約10%を占めており、2030年度までにその割合を倍にする。
③	使用電気全体に占める再生可能エネルギー等由来の電気の比率等に係る目標の値を設定した考え方を記入

(9) 再生可能エネルギー等の優先的な使用に係る措置（別紙9）

① 再生可能エネルギー等の優先的な使用に係る対策の計画状況

ア 対策の内容

別紙8で設定した再生可能エネルギー等の優先的な使用に係る目標を達成するための具体的な対策の内容を記入します。

イ 実施工場等・着手時期・完了時期

対策を実施する予定の工場・事業場名や着手予定期、完了予定期を記入します。

ウ 削減効果・削減効果を記述できない理由

対策の実施による温室効果ガス排出量の年間削減量（t-CO₂）の試算値を記入します。
試算値が記述できない場合には、その理由を簡潔に記入します。

※ 本項目は公表しません。

7 再生可能エネルギー等の優先的な使用に係る措置

再生可能エネルギー等の優先的な使用に係る対策の計画状況

対策の内容	計画状況				
	実施工場等	着手時期	完了時期	削減効果 (t-CO ₂ /年)	削減効果を記述できない理由
○○工場の屋根に●●kWの太陽光発電設備を設置	○○工場	2025年10月	2026年3月	○○	
CO ₂ フリー電力メニューの購入	△△工場	2026年6月	2026年7月	○○	
オフサイトPPA発電所の導入	△△工場	2027年4月	2027年9月	○○	
焼成工程における廃棄物等の利用拡大	□□工場	2027年4月	2027年7月	○○	
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; border-radius: 10px;"> 再生可能エネルギー等の導入に向けた具体的な対策の内容を記述 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; border-radius: 10px;"> 対策の実施予定場所、時期を記入 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; border-radius: 10px;"> 可能な限り対策によるCO₂削減効果を記入 効果を記述できない場合は、その理由を右欄に記入 </div> </div>					

(10) 気候変動関連の目標及び計画に関する情報（別紙10）

2030年度や2050年などの中長的な期間で温室効果ガスを削減する計画を検討し、その目標を設定します。目標の設定は任意ですが、設定した目標は公表します。

① 中長期削減目標に係る基準年度及び目標年度

削減目標の基準年度と目標年度を記入します。基準年度・目標年度は、各社が任意の年度を設定します。

また、目標の位置づけは、設定した目標に社内目標やSBTの認定状況などの位置づけがある場合に記入してください。

② 中長期削減目標

排出量または排出原単位のいずれかを選択し目標を立てます。

※ 排出量の場合

- 基準年度の排出量

基準年度の温室効果ガス排出量を記入します。

- 目標年度における排出量、基準年度比削減率

目標年度における温室効果ガス排出量を設定し、記入します。基準年度の排出量に対する削減率は自動計算されます。

* 排出量は小数点以下切捨てで記入、削減率は小数第1位（小数第2位を四捨五入）で表示されます。

※ 排出原単位の場合

- 原単位の指標と単位

温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ指標を設定し記入します。事業所や部門によって、原単位の指標が異なる場合は、複数設定することができます。

- 基準年度の排出原単位

基準年度の温室効果ガス排出量を原単位の指標で割って算出し、記入します。単位は、排出原単位の分子となる単位をkg-CO₂、t-CO₂のいずれかで選択します。

- 目標年度における排出原単位、基準年度比削減率

目標年度における温室効果ガス排出量を原単位の指標で割る値について記入します。基準年度の排出原単位に対する削減率は自動計算されます。

* 排出原単位は有効数字4桁（5桁目を四捨五入）で記入、削減率は小数第1位（小数第2位を四捨五入）で表示されます。

③ 目標設定の考え方

目標年度における排出量、排出原単位の中長期削減目標を設定した考え方を記入します。

④ 温室効果ガスの排出量中長期削減に向けた対策の計画状況

中長期目標達成のための対策について、具体的な内容や検討している内容を記入します。

⑤ 参考評価

本項目は評価しません。

8 気候変動関連の目標及び計画に関する情報

(1) 中長期削減目標に係る基準年度及び目標年度

基準年度：任意

目標年度：2030年度など中長期の期間で削減する目標を記載

	基準年度	目標年度	目標の位置づけ※
①	2021 年度	2030 年度	社内目標、SBT認定取得
②	2021 年度	2050 年度	社内目標
③	年度	年度	社内目標や SBT の認定取得など位置づけがある場合に記載

※目標の位置づけの欄は、社内目標やSBTの認定状況など位置づけがある場合に記載

(2) 中長期削減目標

排出量または排出原単位のいずれかで目標を立てる。

※ 排出量の場合

温室効果ガス 排出量 (t-CO ₂)	基準年度	目標年度	基準年度比 削減率 (%)
	①	312,456	187,474
②	312,456	カーボンニュートラル	100 %
③			

基準年度（実績値）及び目標年度（目標値）における
温室効果ガス排出量を記入。

※ 排出原単位の場合

排出原単位の指標と単位	排出原単位					
	指標名	単位	基準年度	単位	目標年度	基準年度比削減率 (%)
①						
②						
③						

温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ指標を設定し、その名称と単位を記入。単位については、外字（環境依存文字）を使わない。

(3) 目標設定の考え方

①	パリ協定が定める水準（1.5°C水準）と整合した削減目標を設定（SBT認定取得済み）。
②	会社全体で2050年カーボンニュートラルを目指す。
③	目標排出量や削減率の値を設定した考え方を記入

(4) 温室効果ガス排出量の中長期削減に向けた対策の計画状況

①	○○工場に●●kWの太陽光発電設備を設置する。 2027年度に建設予定の自社ビル（事務棟）について、ZEB化（Nearly ZEB）とする。 社用車の50%を2030年度までに電動車に置き換える。
②	徹底的な省エネと再生可能エネルギーの導入拡大により2050年までにカーボンニュートラルの実現を目指す。ただし、具体的な積み上げは現在未定である。
③	目標の達成に向けて検討している地球温暖化対策を記入

5 地球温暖化対策実施状況書の作成

地球温暖化対策実施状況書の様式は、県ウェブサイトからダウンロードできます。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/0000004635.html>

計画書で対象となった温室効果ガスの種類について、実施状況書を提出する前年度（実績年度）における状況に関し、作成・提出します。

計画期間内は、計画書で対象となった温室効果ガスについて規模要件を下回ったとしても、当該ガスを対象として実施状況書を作成・提出します。

※ 工場等の縮小・閉鎖などの構造的な変更等によりすべての温室効果ガスに係る規模要件を下回り、計画期間内に再度対象規模になる可能性がない場合は、非該当届出を提出します（59ページ参照）。

対象となっていない温室効果ガスについて規模要件を満たすことが判明したときは、速やかに当該ガスを対象に含めた計画書へと変更し再提出するとともに、実施状況書はその温室効果ガスを含めて作成し提出します（59ページ参照）。

（1）地球温暖化対策実施状況書提出書（様式第2）

① 県内の主たる工場等の名称、県内の主たる工場等の所在地

計画書で選定した事業所について記入します。事業所が廃止されない限り変更しません。

② 該当する事業者の要件

計画書で対象となった要件を全て選択します。

その他、計画書（17ページ）と同様に記入します。

様式第2（第4条関係）

事業者番号	※
-------	---

地球温暖化対策実施状況書提出書

西暦で記入

年 月 日

愛知県知事 殿

郵便番号

提出者住所

事業者の住所（本社所在地等）、
事業者名等を記入

名称（カナ）

名称

代表者氏名

代表者役職名・氏名を記入

愛知県地球温暖化対策推進条例第9条第1項の規定により、地球温暖化対策実施状況書を提出します。

計画書で選定した主たる事業所について記入

→当該事業所のある市町村を所管する
県事務所等に実施状況書を提出

県内の主たる
工場等の名称

県内の主たる
工場等の所在地

該当する事業者の
要件

- 規則第3条第1項第1号該当事業者
- 規則第3条第1項第2号該当事業者
- 規則第3条第2項該当事業者

計画書で対象となった要件を全て選択

- 3条-1-1 エネルギー使用量 1,500kWh以上
- 3条-1-2 6.5ガス排出量 3,000t-CO₂以上
- 3条-2 フランチャイズチェーン事業者

主たる事業の
業種

大分類

中分類

事業者の主たる事業について、日本標準
産業分類の大分類・中分類を選択

主たる事業の
内容

資本金

円

常時使用する従業員数

事業者全体（県外を含む）の従
業員数を記入

地球温暖化対策
実施状況書

別紙のとおり。

連絡先

担当部署

郵便番号

所在地

担当者名

電話番号

ファクシミリ番号

メールアドレス

法人名を除き、それ以降
の部署名を記入

担当者が変わることによ
り当課から連絡できない
ことがあるので、会社の
所属のメールアドレスが
あれば、それを記入

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

3 連鎖化事業者にあっては、「主たる事業の業種」の欄及び「主たる事業の内容」
の欄には、連鎖化事業の業種又は内容を記載すること。

(2) 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制（別紙1）

実績年度（前年度）における推進方針、推進体制を記入します。

計画書の内容から変更があった場合は、修正して記入します。

別紙1

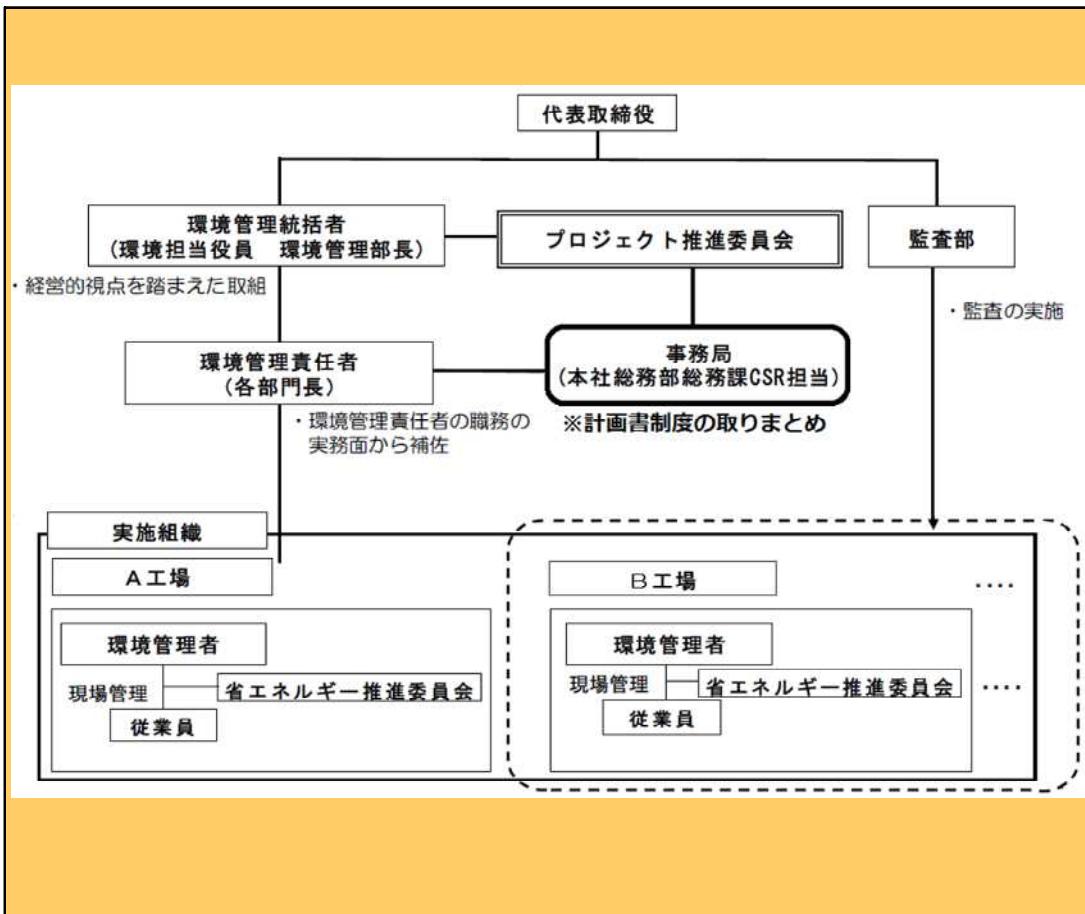
1 地球温暖化対策の推進に関する方針

（例）

当社は、地球温暖化対策の重要性と企業に求められる社会的責任を踏まえて、当社から排出される温室効果ガスの削減を図るために、経営層を含めた責任者と担当者を明確化しつつ全員参加体制による社内の管理体制を構築し、計画的な取組を実施することにより、持続的発展が可能な企業を目指していきます。

- ・機器・設備の効率の改善に必要な事項の計測・記録、保守・点検を定期的に行い、良好で効率的な状態を維持します。
- ・設備改修においては投資回収年数が5年以内のものは実施します。
- ・効率において最新機器に対し10%の差がついたときは改修又は更新を検討します。
- ・この取組方針、温室効果ガス排出量の削減の目標の遵守状況について定期的に確認・評価を行い、取組の更なる計画、実施につなげます。
- ・取組方針、評価手法について、定期的に精査を行い、必要に応じ見直しを行います。
- ・従業員への研修や、社外への積極的な情報発信を行います。

2 地球温暖化対策の推進体制



(3) 温室効果ガス排出量の計算書（実績年度）

計画書で対象となった温室効果ガスのみについて、実施状況書を提出する前年度（実績年度）における県内（名古屋市内を除く）の全ての事業所の排出量合計に関し、計算書①～③を用いて算出します。

排出量の計算式や計算書の使用方法については、計画書（21～26ページ）と同様です。

(4) 温室効果ガスの排出の状況（別紙2）

① 温室効果ガス別の排出量（実績年度）

計画書で対象となった温室効果ガスのみについて、実施状況書を提出する前年度（実績年度）における県内（名古屋市内を除く）の全ての事業所の排出量合計をガスの種類別に記入します。当該温室効果ガスに係る（3）の計算書を入力することにより自動入力されます。排出量は小数点以下切捨の整数値で記入します。

② 補整後の温室効果ガス排出量（実績年度）

全ての事業者は補整後温室効果ガス排出量（電気は調整後排出係数を使用、廃棄物の原燃料使用に伴うエネルギー起源CO₂分・非エネルギー起源CO₂分・クレジット等利用分を控除）を記入します。規模要件により対象となった温室効果ガスに係る（3）の計算書及び、必要に応じ「別紙7（3）補整後の温室効果ガス排出量の算出に用いるクレジット等の利用実績」欄を入力することにより自動入力されます。

排出量は小数点以下切捨の整数値で記入します。

別紙2

3 温室効果ガスの排出の状況

（1）温室効果ガス別の排出量（実績年度）

温室効果ガスの種類	①エネルギー起源CO ₂ (②を除く。)	②廃棄物の原燃料使用に伴うエネルギー起源CO ₂	③非エネルギー起源CO ₂ (④を除く。)	④廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源CO ₂
排出量 (t-CO ₂)				
温室効果ガスの種類	⑤CH ₄	⑥N ₂ O	⑦HFC	⑧PFC
排出量 (t-CO ₂)				
温室効果ガスの種類	⑨SF ₆	⑩NF ₃	⑪エネルギー起源CO ₂ (発電所等配分前)	合計（①～⑩）
排出量 (t-CO ₂)				

計画書で対象となったガスのみについて記入
計画期間内は、当該ガスの規模要件を下回ったとしても記入

⑪ 電気事業・熱供給業を行っている場合は配分前の数字も記入

（2）補整後の温室効果ガス排出量（実績年度）

補整後温室効果ガス 排出量 (t-CO ₂)	
--	--

排出量は小数点以下切捨の整数値で記入

全ての事業者が補整後温室効果ガス排出量（電気は調整後排出係数を使用、廃棄物の原燃料使用に伴うエネルギー起源CO₂分・非エネルギー起源CO₂分・クレジット等利用分を控除）を記入
クレジット等利用分を控除する場合は、別紙7（3）を入力すると自動計算される。

(5) 大規模工場等の温室効果ガス排出量（実績年度）（別紙3）

計画書作成時に対象となった大規模工場等や計画期間内に規模要件を上回った大規模工場等について、実施状況書を提出する前年度（実績年度）における状況に関し、記入します。

計画期間内は、一度でも対象となった大規模工場等については規模要件を下回ったとしても、対象ガスについて記入を続けます。

この場合、大規模工場等の番号は変更しないものとし、計画期間内に新たに規模要件を上回った大規模工場等については、新たな番号の欄に記入します。

大規模工場等が、計画期間内に廃止、休止又は譲渡された場合は、計画期間内の実施状況書では、対象となっていた温室効果ガス排出量の欄に「廃止」、「休止」又は「譲渡」と記入します。

県内（名古屋市内を除く）の大規模事業所における**実績年度（前年度）の排出量**について記入

別紙3

(3) 大規模工場等の温室効果ガス排出量（実績年度）

（原油換算エネルギー使用量1,500k1以上又はエネルギー起源CO₂以外の温室効果ガス排出量
3,000 t-CO₂以上の工場等）

所在地は愛知県から記入

工場等の名称	郵便番号	工場等の所在地	代表電話番号
事業の業種	大分類		
	中分類		
温室効果ガスの種類	①エネルギー起源CO ₂ (②を除く。)	②廃棄物の原燃料 使用に伴うエネルギー 起源CO ₂	③非エネルギー起源CO ₂ (④を除く。)
排出量(t-CO ₂)			④廃棄物の原燃料 使用に伴う非エネルギー 起源CO ₂
温室効果ガスの種類		⑥N ₂ O	⑦HFC
排出量(t-CO ₂)			⑧PFC
温室効果ガスの種類	⑨SF ₆	⑩NF ₃	⑪エネルギー起源CO ₂ (発電所等配分前)
排出量(t-CO ₂)			合計(①～⑩)

エネルギー起源CO₂は基礎排出量（電気は基礎排出係数を使用）を記入

工場等の名称	郵便番号	工場等の所在地	代表電話
事業の業種	大分類		
	中分類		
温室効果ガスの種類	①エネルギー (②を除く。)	②N ₂ O	③HFC
排出量(t-CO ₂)			④PFC
温室効果ガスの種類	⑤CH ₄	⑥NF ₃	⑦CO ₂
排出量(t-CO ₂)			
温室効果ガスの種類	⑨SF ₆	⑩CO ₂	⑪PFC
排出量(t-CO ₂)			合計(①～⑩)

計画書で対象となったガスのみについて記入
計画期間内は、当該ガスの規模要件を下回ったとしても記入

⑪電気事業・熱供給業を行って
いる場合は配分前の数字も記入

工場等の名称	郵便番号	工場等の所在地	代表電話番号
事業の業種	大分類		
	中分類		
大規模工場等について、複数ある場合は全てを記入			
大規模工場等の番号は変更しないものとし、計画期間内に新たに規模要件を上回った大規模工場等については、新たな番号の欄に記入			
大規模工場等について、複数ある場合は全てを記入	①エネルギー (②を除く。)	②廃棄物の原燃料 使用に伴うエネルギー 起源CO ₂	③非エネルギー起源CO ₂ (④を除く。)
大規模工場等が、廃止、 休止又は譲渡された場合 は、対象ガスの排出量 の欄にその旨を記入	⑤CH ₄	⑥NF ₃	⑦HFC
大規模工場等について、複数ある場合は全てを記入	⑨SF ₆	⑩CO ₂	⑪PFC
大規模工場等について、複数ある場合は全てを記入	排出量(t-CO ₂)		合計(①～⑩)

(6) 温室効果ガスの排出の量の削減等に係る目標の達成状況（別紙4）

① 実績年度、基準年度及び計画期間

実績年度：実施状況書を作成する前年度（西暦で記入）
基準年度
計画期間（第1年度～第3年度） } 計画書の記載を転記

② 排出の量の削減等に係る目標の達成状況

計画書で目標を立てた排出量または排出原単位のいずれかについて記入します。

※ 排出量の場合

- ・基準年度の排出量
 - ・基準年度比削減率【目標】（第3年度の削減率） } 計画書の記載を転記
 - ・計画期間における排出量、基準年度比削減率
 - [実績年度] 補整後温室効果ガス排出量（別紙2の3（2）の値）を当該年度の記入欄に転記します。
 - [過年度] 過去の実施状況書から補整後温室効果ガス排出量を転記します。
- * 基準年度比削減率については、自動計算されます。
* 排出量は小数点以下切捨てで記入、削減率は小数第1位（小数第2位を四捨五入）で表示されます。

※ 排出原単位の場合

- ・原単位の指標と単位
 - ・基準年度の排出原単位
 - ・基準年度比削減率【目標】（第3年度の削減率） } 計画書の記載を転記
 - ・計画期間内における排出原単位、基準年度比削減率
 - [実績年度] 補整後温室効果ガス排出量（別紙2の3（2）の値）を排出原単位の指標で割った値を当該年度の記入欄に記入します。
 - [過年度] 過去の実施状況書から転記します。
- * 基準年度比削減率については、自動計算されます。
* 排出原単位は有効数字4桁（5桁目を四捨五入）で記入、削減率は小数第1位（小数第2位を四捨五入）で表示されます。

③ 達成状況とその主な要因

達成又は未達成の主な要因を、別紙5の「削減対策の実施状況」等を踏まえて記入します。

④ 参考評価

記入された実績（基準年度比削減率）に対する評価結果を自動表示します。

* 第1年度、第2年度の実施状況書では、直近の削減率を評価基準に照らし合わせた場合の評価であり、参考としての扱いです。

<評価基準>

ランク	S	A	B	C
削減率*	12%以上	3%以上 ～12%未満	0%以上 ～3%未満	0%未満

* 第3年度における削減率

4 温室効果ガスの排出の量の削減等

(1) 実績年度、基準年度及び計画期間

計画期間					
実績年度	基準年度	第1年度	第2年度	第3年度	
年度	年度	年度	年度	年度	年度

実績年度：実施状況書を作成する前年度
基準年度：計画書の記載を転記
計画期間：計画書の記載を転記

基準年度比削減率【実績】に対する評価結果を表示
※正式な結果ではありません。

参考評価

(2) 排出の量の削減等に係る目標の達成
※ 排出量の場合

計画書で目標を立てた排出量または排出原単位のいずれかについて記入

計画書に記載した、基準年度排出量を転記

【評価対象の排出原単位】	
排出原単位の指標と単位	
指標名	単位

基準年度

第1年度

第2年度

第3年度

基準年度比削減率(%)

実績年度（前年度）における補整後温室効果ガス排出量を転記

過年度は提出した実施状況書の値を転記
(排出量は小数点以下切捨)

実績年度の翌年度以降は未記入

基準年度比削減率(%)

【実績】	【目標】

計画書に記載した、
【目標】を転記

計画書に記載した、排出原単位の指標・単位、基準年度排出原単位を転記。単位については、外字（環境依存文字）を使わない。

※ 計画書で設定した評価対象の排出原単位は変更しない。

実績年度（前年度）における補整後温室効果ガス排出量を原単位の指標で割って、排出原単位を記入

過年度は提出した実施状況書の値を転記
(排出原単位は有効数字4桁(5桁目を四捨五入))

実績年度の翌年度以降は未記入

基準年度比削減率(%)

【実績】	【目標】

計画書に記載した、
【目標】を転記

削減率(%)

【実績】	【目標】

計画書で排出原単位の目標を複数設定した場合は、それぞれの実績について記入

(3) 達成状況とその主な要因

(例1)

第3年度の排出量は、基準年度に比べ9%削減し、計画期間内の基準年度比削減率の目標を達成した。

これは、計画書で定めた温室効果ガスの排出抑制に係る措置を着実に実践し、新たな課題を見つけながら地球温暖化対策に取り組んだことによる。

(例2)

排出原単位は、基準年度と同レベルであり、改善目標を達成することはできなかった。これは、計画書に掲げた温室効果ガスの排出削減に係る措置のうち、自主対策である空調機器の設備更新が計画どおり進まなかつたことが主な要因である。

達成又は未達成の主な要因を「別紙5 温室効果ガスの排出の量の削減等に係る措置」の実施状況等を踏まえて記入

(7) 温室効果ガスの排出の量の削減等に係る措置

～削減対策の実施状況～（別紙5）

実績年度（前年度）における、各削減対策の実施状況を記入します。各項目の基本的な記入方法は、計画書と同様です（33ページ参照）。計画書を作成時点では予定されていなかった対策を計画期間中に実施した場合、新たに追加することができます。

別紙5

記入例（第2年度の場合）

5 温室効果ガスの排出の量の削減等に係る措置

(1) 削減対策の実施状況

計画書の第3年度の
計画状況を転記

各年度の実施状況に対する評価
結果を参考表示

※正式な結果ではありません。
※公表対象は第3年度の評価。

参考評価		
第1年度	第2年度	第3年度
	B	

※正式な評価は第3年度

番号	対策の分類	対策の内容	対策の 計画状況	実施状況				
				第1年度	第2年度	第3年度	実施工場等	実施内容又は未実施の場合における課題
1	基盤対策 必須対策	推進体制の整備	実施	実施	実施	○○工場	××工場	工場担当者を集めた省エネ推進会議を2か月に1度開催し、エネルギー管理の定期的な見直しを行っている。
2		エネルギー利用設備の管理	実施	実施	実施	○○工場	○○工場	設備更新に合わせて、設備台帳や図面を更新し、情報を電子化し担当者間で共有している。
3		エネルギー使用量等の把握	実施	実施	実施	○○工場	○○工場	主力設備の稼働状況、エネルギー使用量をモニタリングし、効率的な運用を常時心掛けている。
4		エネルギー使用実態の確認	実施	未実施	未実施	○○工場	○○工場	現在は、休日の設備等を把握しており、非稼働状況について把握する休日についても把握する。
5		燃焼設備のエネルギー使用効率の把握・管理	非該当	非該当	非該当	○○工場	○○工場	実績年度に実施した代表的な工場・事業所名を記入
6		流体機械のエネルギー使用効率の把握・管理	対し、定があ る。	未実施	未実施	○○工場	××工場	第2年度に送水制御に変更し、流量調整をインバーター
7		流体機械の稼働及び規模の合理化	実施	実施	実施	○○工場	○○工場	流体機械の流量を適正化する。
8		区画ごとの温湿度管理	実施	実施	実施	○○工場	○○工場	対象区域ごとの温湿度の管理をしている。
9		熱源設備の運用管理	実施	実施	実施	○○工場	○○工場	熱源設備のエネルギー使用量等を記録し、熱源設備等のシステム全体の課題を把握している。
10		外気導入管理	実施	未実施	実施	○○工場	○○工場	酸化炭素濃度を定期的に測定し、冬季暖房時には、1,000ppmを超える外気導入量を抑制できるようになった。
11		熱の漏洩防止	実施	実施	実施	○○工場	○○工場	熱媒体の配管、バルブ等の設置状況及びその断熱・保温の状況を把握している。
12		照明設備の運用管理	実施	実施	実施	○○工場	○○工場	不要な照明を点灯しないホールを定め、照明設備の点灯箇所、点灯時間、設置高さについては適宜見直している。
13		高効率な照明設備の導入	実施	未実施	未実施	○○工場	○○工場	照明設備のLED照明の導入がまだ完了できていない。
14		日常的に使用する設備の節電	実施	実施	実施	○○工場	○○工場	日常的に使用する電気設備の利用状況を踏まえた上で、当該電気設備の必要性や見直しを実施している。
15		ベンチマーク管理（規則第3条第2項該当事業者のみに適用する。）	非該当	非該当	非該当	○○工場	○○工場	可能な限り対策によるCO ₂ 削減効果を記入 効果を記述できない場合は、その理由を記述
16		自動車の運用管理	実施	実施	実施	○○工場	○○工場	実施した工場・事業所名を記入

番号	対策の分類	実施状況					削減効果 (t-CO ₂ /年)	効果を さきない理由
		第1年度	第2年度	第3年度	実施	未実施		
17	自主対策	① ○○○により、製品製造における歩留り向上させることで、燃料使用量の大幅削減を図る。	実施	○○工場	○○工場	○○工場	△△工場	実績年度の翌年度以降は未記入
		② 設備更新により、燃料をA重油からLNGに転換することで、CO ₂ 排出量の削減を計画中						

1～16に該当しない対策を実施した場合、その実施内容を具体的に記述（最大3つまで）※公表対象

実施年度に“実施”と記入
※自主対策は、単年度のみの実施であっても実施年度以降も“実施”として参考評価に反映されます

(7) 温室効果ガスの排出の量の削減等に係る措置

～温室効果ガスの排出の量の削減等に向けた先進的・先導的対策の実施状況～（別紙6）

実績年度（前年度）における、先進的・先導的対策の実施状況を記入します。各項目の基本的な記入方法は、計画書と同様です（35ページ参照）。計画書を作成時点では予定されていなかった対策を計画期間中に実施した場合、新たに追加することができます。

別紙6

記入例（第2年度の場合）

(2) 温室効果ガスの排出の量の削減等に向けた先進的・先導的対策の実施状況

区分		実施状況					
大項目	小項目	第1年度	第2年	第3年度	実施内容	削減効果(t-CO ₂ /年)	削減効果を記述できない理由
1 脱炭素型の技術・製品・サービスの調達に関する対策	①脱炭素型社会の構築につながる技術・製品・サービスの調達	実施			物品の調達においては、省エネルギー製品を積極的に調達した。		具体的な削減効果を算出できないため。
2 脱炭素型の技術・製品・サービスの提供における対策	②脱炭素型社会の構築につながる技術・製品・サービスの提供	実施	実施		○○工場において、業界最高レベルの省エネ性能を備えた○○設備を国内外に年間200台供給し、○○分野での省エネ対策に貢献している。	○○	
3 その他の先進的・先導的対策	④二酸化炭素の吸収源整備		実施		○○事務所において、地域の人工林での整備活動を実施した。今後も当該活動の継続と拡大を目指していく。	○○	
大項目及び小項目は対策の該当する区分をプルダウンから必ず選択してください。前年度のExcelファイルから貼り付けると事務手続き上、認識されないことがあります。							
対策は最大10まで記入ができる							
※ 先進的・先導的対策は、単年度のみの実施であっても計画期間内に“実施”としてカウントし、参考評価に反映されます							

[ポイント]

- ・自社のみならず、社会全体の温室効果ガスの排出削減に寄与する対策が対象です。
- ・県内の事業場・事業所が主体的に関わっている対策であること。
- ・記載された内容は、県が公表します。
- ・自社のみの排出量が削減される内容は、対象外です。その内容は、別紙5の「自主対策」に記入してください。例えば、「太陽光パネルの設置」という対策は、自社のみの温室効果ガス排出量の削減に繋がるため、別紙6の実施内容にはふさわしくありません。

[別紙6の実施内容の例]

- ・仕入れ業者に対し、渋滞を避けた時間帯に搬送するよう取り決めている。
- ・周辺の小中学校に対し、環境学習講座を実施している。
- ・高効率省エネ機器を開発し、市場に供給している。

(7) 温室効果ガスの排出の量の削減等に係る措置

～クレジット等の利用実績～（別紙7）

クレジット等については、県内（名古屋市内を除く）で利用したと捉えられる温室効果ガス換算量を、補整後温室効果ガス排出量の算定時に実排出量から控除することができます。

① クレジット等の利用実績等について

実績年度（前年度）の補整後温室効果ガス排出量の算定に用いることとしたクレジット等について記入します（電気事業者が調整後排出係数に反映するための量を除く。）。

計画書制度に使用できるクレジット等は、温対法と同様に、無効化した①Jークレジット等（国内クレジット、オフセット・クレジット（J-VER）を含む）・②グリーンエネルギーCO₂削減相当量・③二国間クレジット（JCM クレジット）・④非化石証書ですので、その中から選択します。また、②グリーンエネルギーCO₂削減相当量については、グリーン電力証書又はグリーン熱証書のうち用いたものを選択してください（両者を用いた場合は各々選択）。

その他のクレジット等に係る記入方法については、計画書（37ページ）と同様です。

別紙7

（3）補整後の温室効果ガス排出量の算出に用いるクレジット等の利用

種類	オフセット対象工場等	温室効果ガス換算量 (t-CO ₂)
1		
2	県内（名古屋市内を除く）で利用したと捉えられ、 実績年度（前年度）の補整後温室効果ガス排出量 の算定に用いるクレジット等について記入	
3		
4		
5	次の種類の中から選択する。 1 Jークレジット等 2 グリーンエネルギーCO ₂ 削減相当量（電力） 3 グリーンエネルギーCO ₂ 削減相当量（熱） 4 二国間クレジット 5 非化石証書 6 自らが創出した国内認証排出削減量のうち他者への移転量	
6		
7		
8		
9		
10		
実績年度での合計		

（4）クレジット等に関する温室効果ガス換算量の算定方法及び考え方

例)

○○工場で生産している製品Aに係る前年度の排出量1000t-CO₂について、Jークレジットを500t-CO₂分購入し、オフセットした。（無効化日：○○年○月○日）

クレジット等について、県内（名古屋市内を除く）の事業所に係る量とした理由や、クレジット等の移転日・償却日を記入

(8) 再生可能エネルギー等の優先的な使用に係る目標の達成状況（別紙8）

① 実績年度及び目標年度

実績年度：実施状況書を作成する前年度（西暦で記入）
目標年度
目標の位置づけ } 計画書の記入内容を転記

② 使用電気全体に占める再生可能エネルギー等由来の電気の比率に係る目標の達成状況

・上段：計画書で設定した目標等を転記してください。

・下段

[実績年度] 実績年度における使用電気全体に占める再生可能エネルギー等由来の電気の比率の実績値を記入します。

[過年度] 過去の実施状況書から使用電気全体に占める再生可能エネルギー等由来の電気の比率を転記します。

* 実績値の算定方法は目標値の算定方法と同じです（39ページ参照）。

③ その他の目標の達成状況

・上段：計画書で設定した指標名や目標等を転記してください。

・下段

[実績年度] 実績年度における設定した指標の実績値を記入します。

[過年度] 過去の実施状況書から設定した指標の実績値を転記します。

④ 達成状況とその主な要因

目標値達成に向けた現在の達成状況やその要因を記入します。

⑤ 参考評価

②で記入した実績（使用電気全体に占める再生可能エネルギー等由来の電気の比率）に対する計画期間の最終年度における評価結果を自動表示します。

<評価基準>

ランク	S	A	B	C
比率	下表のSの値以上	下表のAの値以上～ Sの値未満	22%以上～ 下表のAの値未満	22%未満

計画期間の最終年度	2026	2027	2028	2029	2030
S	41%	46%	50%	55%	60%
A	31%	33%	35%	38%	40%

* 再生可能エネルギー等の優先的な使用に係る目標については、評価結果が公表の対象となります（評価結果以外の目標値等は公表しません）。

実績年度：実施状況書を作成する前年度
目標年度：計画書の記載を転記

別紙8

6 再生可能エネルギー等の優先的な使用に係る目標の達成状況

(1) 実績年度及び目標年度

	実績年度	目標年度	目標の位置づけ※	参考評価
①	2025 年度	2030 年度	省エネ法に規定する中長期計画書の目標値、社内目標	
②	2025 年度	2030 年度	社内目標	
③	年度	年度	使用電気全体に占める再生可能エネルギー等由来の電気の比率に係る目標に対する現在の進捗状況の評価結果を参考表示 ※正式な結果ではありません。	

※目標の位置づけがある場合に記載

(2) 使用電気全体に占める再生可能エネルギー等由来の電気の比率に係る目標の達成状況

指標名	指標の範囲全体のエネルギー使用量 (原油換算k1)	目標	単位
① 使用電気全体に占める再生可能エネルギー等由来の電気の比率	12,000	40	%

2024 年度	単位	2025 年度	単位	年度	単位	年度	単位	年度	単位
① 24	%	27	%						

実績年度（前年度）における比率
過年度は提出した実施状況書の値を転記
実績年度の翌年度以降は未記入

(3) その他の目標の達成状況

指標名	指標の範囲全体のエネルギー使用量 (原油換算k1)	目標	単位
② 事業者全体の全エネルギー使用量に占める再生可能エネルギー等の比率	100,000	20	%
③			

計画書に記載した目標等を転記

2024 年度	単位	2025 年度	単位	年度	単位	年度	単位	年度	単位
② 10	%	11	%						
③									

実績年度（前年度）における実績値
過年度は提出した実施状況書の値を転記
実績年度の翌年度以降は未記入

(4) 達成状況とその主な要因

① 当初の予定どおり、○○工場の屋根に●●kWの太陽光発電設備を設置することができ、目標達成に向けて順調に取組が進んでいる。
② 使用する電気の再エネ化は進んでいるが、それ以外の部分の電化や再エネ化がまだ進んでいない。
③

目標達成に向けた現在の状況を「別紙9
再生可能エネルギー等の優先的な使用に
係る措置」の実施状況等を踏まえ記入

(9) 再生可能エネルギー等の優先的な使用に係る措置（別紙9）

① 再生可能エネルギー等の優先的な使用に係る対策の実施状況

実績年度（前年度）における再生可能エネルギー等の優先的な使用に係る目標を達成するための対策の実施状況を記入します。各項目の基本的な記入方法は、計画書と同様です（41ページ参照）。計画書作成時点で予定されていなかった措置を実施した場合、新たに追加することもできます。

※ 本項目は公表しません。

別紙9

7 再生可能エネルギー等の優先的な使用に係る措置

再生可能エネルギー等の優先的な使用に係る対策の実施状況

対策の内容	実施状況				
	実施工場等	着手時期	完了時期	削減効果 (t-CO ₂ /年)	削減効果を 記述できない理由
○○工場の屋根に●●kWの太陽光発電設備を設置	○○工場	2025年4月	2026年3月	○○	
C02フリー電力メニューの購入	△△工場	2025年9月	2025年12月	○○	
計画書に記載した再生可能エネルギー等の導入に向けた対策のうち、当該年度までに実施した対策を記載					

対策の実施場所、時期を記入

可能な限り対策によるCO₂削減効果を記入
効果を記述できない場合は、その理由を右欄に記入

6 計画書の変更、非該当届出等について

(1) 計画書の変更について

対象となっていたなかった温室効果ガスについて規模要件を満たすことが判明したときは、速やかに当該ガスを対象に含めた計画書へと変更します（原則、計画期間は変更しない。）。

※ 複数の温室効果ガスが対象となっており、その内のいくつかのガスについて規模要件を下回ったとしても、計画期間内は、当該ガスも対象として実施状況書を作成・提出します。

また、計画書を提出した後、大幅な状況の変化（事業内容の変更など）があった場合は、計画書の目標、措置等の内容を変更することができます（原則、計画期間は変更しない。）。

計画書の変更を行う場合は、速やかに所轄の県民事務所等（15 ページ参照）に電話連絡・相談の上、原則、電子申請・届出システムにより再提出します。

ただし、計画書の全ての内容は、当初の計画どおりに削減対策が進まず、達成状況が悪いから等との理由により、変更することはできません。

(2) 事業者名、連絡先の変更等に係る届出について

次に掲げる事項の変更が生じた場合は、速やかに所轄の県民事務所等（15 ページ参照）に電話連絡の上、書面（様式は自由）により届出を行います（郵送・ファクシミリ可）。

- ・事業者名、住所の変更
- ・連絡先（担当部署、所在地、担当者名、電話番号、ファクシミリ番号、メールアドレス）

(3) 非該当届出について

次に掲げる事項が生じた場合は、速やかに所轄の県民事務所等（15 ページ参照）に電話連絡の上、非該当届出（60 ページ参照）を提出します（メール、郵送・ファクシミリ可）。

- ・会社・団体の解散
- ・合併による会社・団体の消滅
- ・工場等の縮小・閉鎖等による対象規模未満事業者への移行

（工場等の構造的な変更等により計画期間内に再度対象規模になる可能性がない場合に限る。）

※ 非該当届出は、当該事業者が再度該当することがありえないと判断できる場合に提出します。その他省エネ化や生産変動等によりエネルギー使用量等が減少し、規模要件を下回ったとしても、再度規模要件を上回る可能性がある場合は、計画期間内は実施状況書を提出します。計画期間が満了し、その時点で規模要件を下回っている場合は次の計画書の提出は必要ありません。その場合、非該当届出の提出は不要です。

愛知県知事殿

提出者 住 所
氏 名
(名称及び代表者氏名)

特定事業者 非該当届出書

1 非該当の理由

- ア 会社・団体の解散 (年 月 日)
- イ 合併による会社・団体の消滅 (年 月 日)
- ウ 工場等の縮小・閉鎖等による対象規模未満事業者への移行
(具体的な内容を記載、必要に応じ根拠資料を添付)

- エ その他 (具体的な内容を記載、必要に応じ根拠資料を添付)

2 前年度のエネルギー使用量又は温室効果ガス排出量等について

前年度のエネルギー使用量 (燃料、熱及び電気の使用量の合算〔原油換算〕)	k l			
前年度のエネルギー起源 CO ₂ 以外の温室効果ガス排出量及び従業員数 (ただし、HFC, PFC, SF ₆ , NF ₃ は年間の排出量、従業員数は会社全体)	非エネルギー起源 CO ₂	t-CO ₂	P F C	t-CO ₂
	C H ₄	t-CO ₂	S F ₆	t-CO ₂
	N ₂ O	t-CO ₂	N F ₃	t-CO ₂
	H F C	t-CO ₂	\	
	従業員数	人		

連絡先	担当部署名	
	担当部署所在地	
	担当者名	
	電話番号	

7 温室効果ガス排出量等の公表について

条例第10条第1項に基づき、次の項目を公表します。

(1) 一般事項

ア 計画書

- 様式第1 氏名又は名称及び住所、県内の主たる工場等の名称及び所在地、主たる事業の業種
別紙2 基準年度の温室効果ガス別の排出量、補整後の温室効果ガス排出量
別紙4 基準年度及び計画期間、排出の量の削減等に係る目標(排出原単位を選択した場合、排出原単位の指標も公表します。)
別紙10 中長期削減目標に係る基準年度・目標年度、中長期削減目標(排出原単位を選択した場合、排出原単位の指標も公表します。)

イ 実施状況書

- 様式第2 氏名又は名称及び住所、県内の主たる工場等の名称及び所在地、主たる事業の業種
別紙2 実績年度の温室効果ガス別の排出量、補整後の温室効果ガス排出量
別紙4 実施年度、基準年度及び計画期間、排出の量の削減等に係る目標の達成状況(排出原単位を選択した場合、排出原単位の指標も公表します。)

(2) 評価結果

ア 計画書

- 別紙4 排出の量の削減等に係る目標の評価結果がS及びAの事業者名
別紙5
 - ・削減対策の実施状況及び計画期間内における計画状況の評価結果がS及びAの事業者名
 - ・公表対象の事業者の自主対策の実施内容・検討内容、実施年度、実施工場等及び削減効果(又は削減効果を記述できない理由)
別紙6
 - ・温室効果ガスの排出量の削減等に向けた先進的・先導的対策の計画状況の評価結果がS及びAの事業者名
 - ・公表対象の事業者の実施内容、実施年度及び削減効果(又は削減効果を記述できない理由)
別紙8 再生可能エネルギー等の優先的な使用に係る目標の評価結果がS及びAの事業者名

イ 最終年度(第3年度)の実施状況書

- 別紙4 排出の量の削減等に係る目標の達成状況の評価結果がS及びAの事業者名
別紙5
 - ・削減対策の実施状況の評価結果がS及びAの事業者名
 - ・公表対象の事業者の自主対策の実施内容、実施年度、実施工場等及び削減効果(又は削減効果を記述できない理由)
別紙6
 - ・温室効果ガスの排出量の削減等に向けた先進的・先導的対策の実施状況の評価結果がS及びAの事業者名
 - ・公表対象の事業者の実施内容、実施年度及び削減効果(又は削減効果を記述できない理由)
別紙8 再生可能エネルギー等の優先的な使用に係る目標の達成状況の評価結果がS及びAの事業者名

また、条例第10条第2項において、特定事業者は、計画書及び実施状況書を作成したときはその内容の公表に努めることとされていますので、自主的な公表にも努めてください。